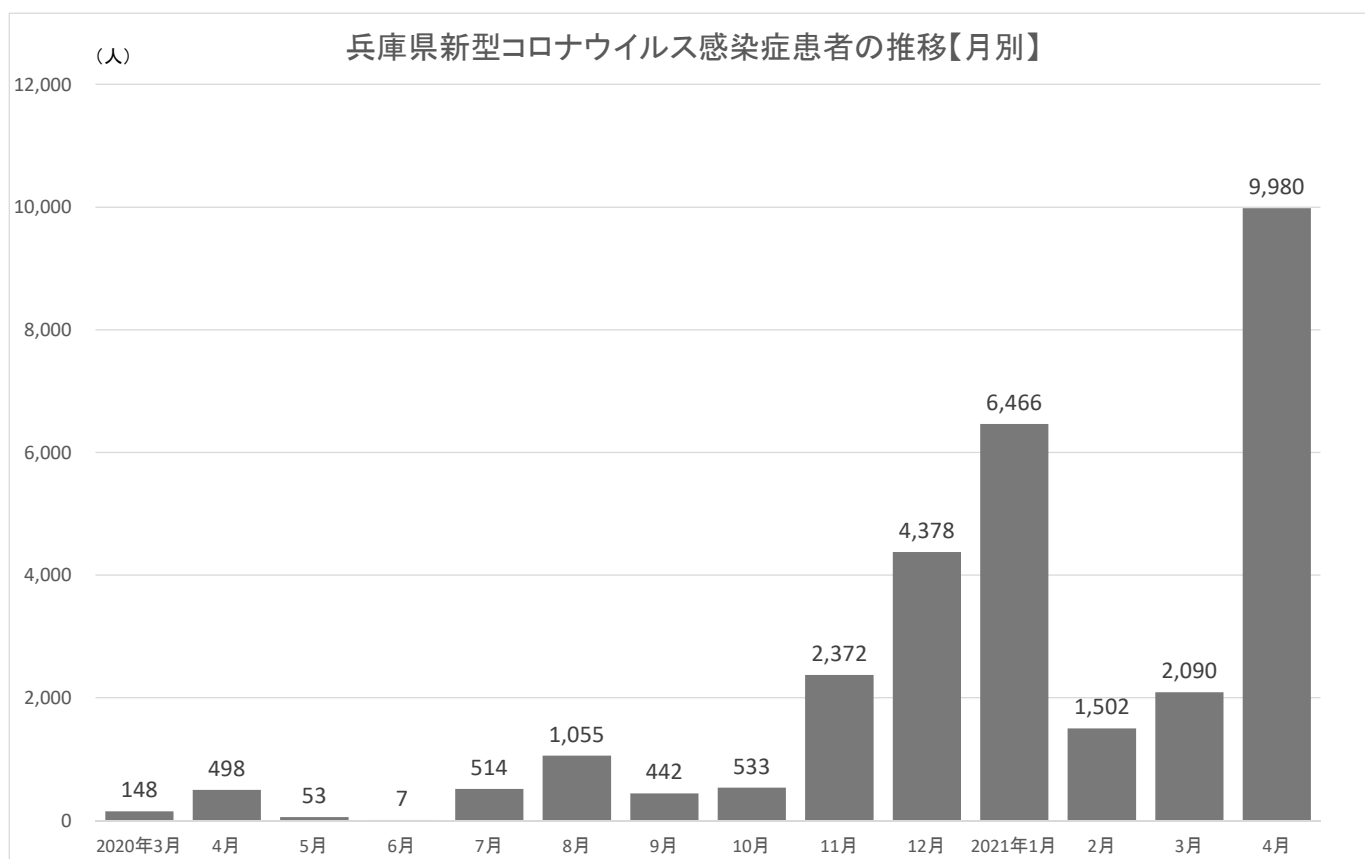
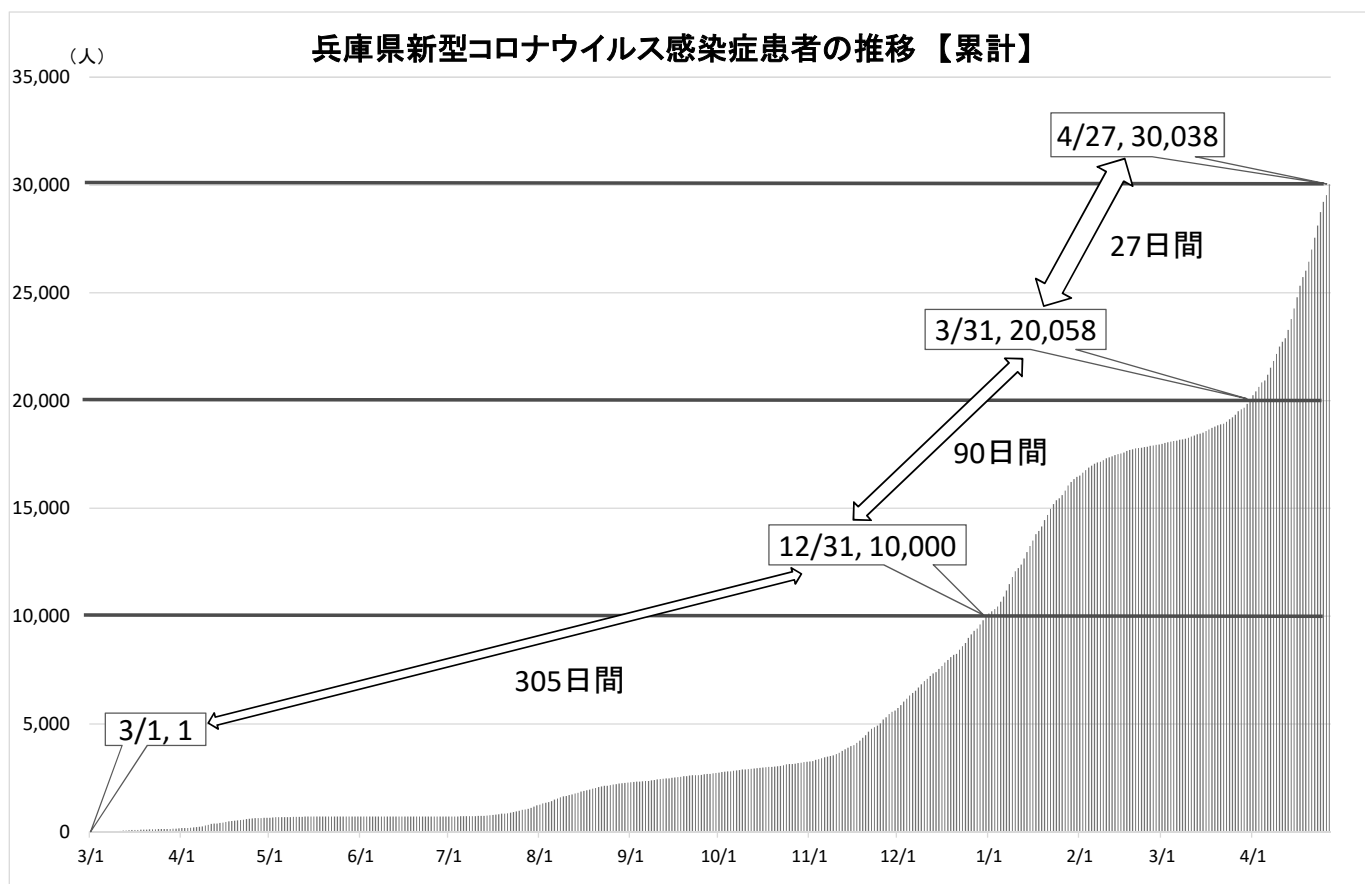


1 新型コロナウイルス感染症患者の発生状況



2 検査陽性者の状況（令和3年4月27日 24時現在）

（単位：人）

陽性者数（累積）	入院			宿泊療養	入院・宿泊療養調整等		自宅療養	その他医療機関・福祉施設等	死亡	退院
	中等症以下	重症	入院調整							
				30,038	732	639	93	469	1,817	1,461
+503	+1	+1	0	△ 46	△ 163	△ 156	+355	+2	+5	+349

※下段は前日比

[検査内訳] (単位:件) (単位:人)

区分	PCR検査	抗原検査	合計	陽性者数
地方衛生研究所等	100,851		100,851	9,587
	+850		+850	+95
民間検査機関等 (医療機関等)	201,046	70,441	271,487	20,451
	+2264	+750	3,014	+408
合計	301,897	70,441	372,338	30,038
	+3114	+750	+3864	+503

※医療機関等からの報告により集計

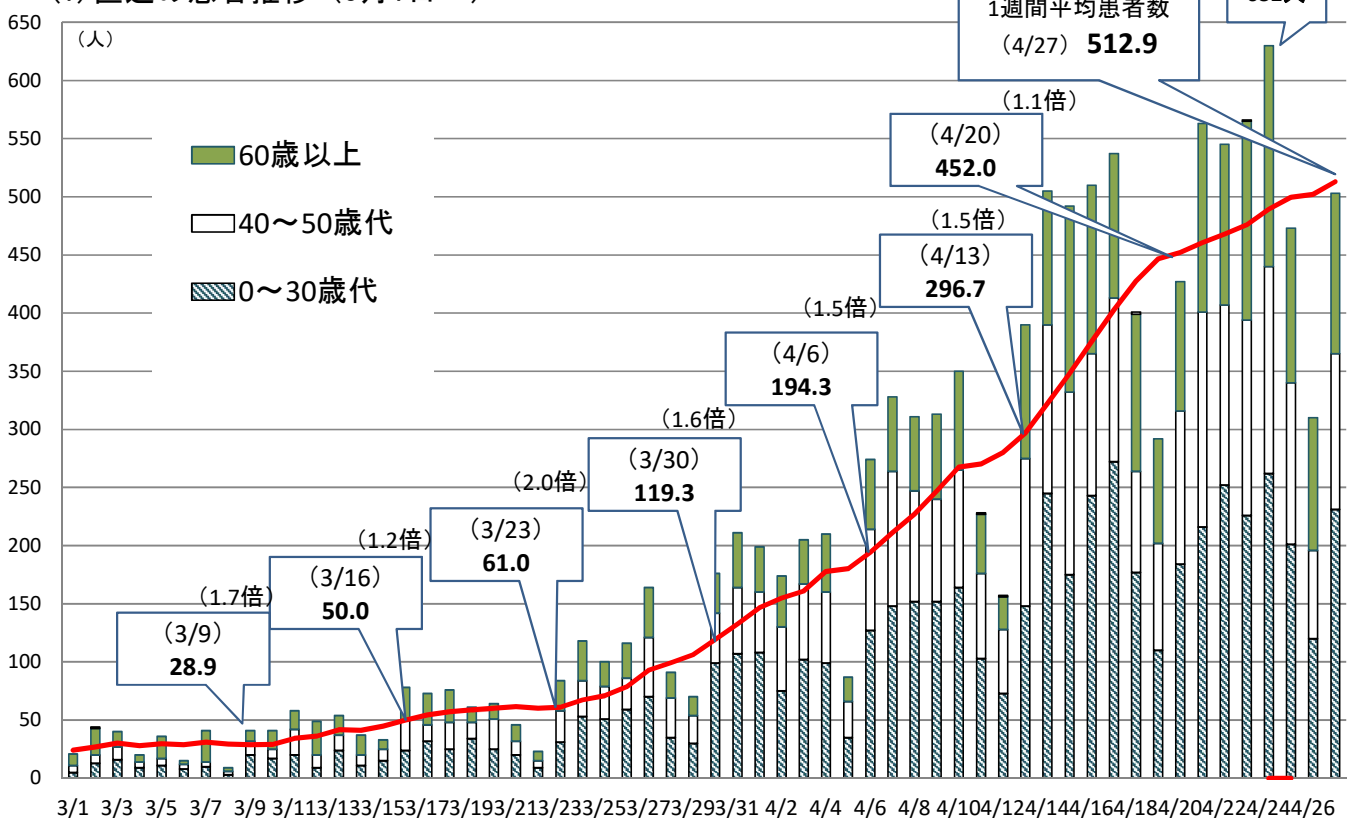
※下段は前日比

[入院内訳]

区分	確保病床等	患者数	差引	占有率
入院	935	732	203	78.2%
うち重症対応	118	93	25	78.8%
宿泊	1165	469	696	40.2%
合計	2,100	1,201	899	57.1%

3 3月1日から4月27日に発生した患者の状況（12,070人）

(1) 直近の患者推移（3月1日～）



(2) 患者の属性等

① 男女別患者数

区分	3/1~4/27		4/21~4/27	
	患者数	(%)	患者数	(%)
男性	6,159	51.0	1,765	49.2
女性	5,911	49.0	1,825	50.8
合計	12,070	100	3,590	100

② 年齢別患者数

区分	3/1~4/27		4/21~4/27	
	患者数	(%)	患者数	(%)
10代未満	462	3.8	137	3.8
10代	1,174	9.7	395	11.0
20代	2,200	18.2	547	15.2
30代	1,476	12.2	430	12.0
小計	5,312	44.0	1,509	42.0
40代	1,724	14.3	516	14.4
50代	1,758	14.6	517	14.4
小計	3,482	28.8	1,033	28.8
60代	1,135	9.4	344	9.6
70代	1,060	8.8	329	9.2
80代	762	6.3	238	6.6
90代以上	319	2.6	137	3.8
小計	3,276	27.1	1,048	29.2
合計	12,070	100	3,590	100

③ 管轄保健所別患者数

区分	3/1~4/27		4/21~4/27		10万対
	患者数	(%)	患者数	(%)	
県所管					
芦屋	277	2.3	71	2.0	75.1
伊丹	735	6.1	214	6.0	56.1
宝塚	821	6.8	249	6.9	74.4
加古川	511	4.2	176	4.9	42.5
加東	430	3.6	176	4.9	66.7
中播磨	30	0.2	4	0.1	9.7
龍野	151	1.3	79	2.2	49.9
赤穂	85	0.7	30	0.8	33.8
豊岡	30	0.2	1	0.0	0.9
朝来	22	0.2	3	0.1	5.8
丹波	78	0.6	14	0.4	13.8
洲本	155	1.3	72	2.0	56.8
小計	3,325	27.5	1,089	30.3	-
神戸市	4,936	40.9	1,438	40.1	94.6
姫路市	603	5.0	192	5.3	36.2
尼崎市	1,295	10.7	350	9.7	77.4
西宮市	1,129	9.4	299	8.3	61.3
明石市	782	6.5	222	6.2	74.1
小計	8,745	72.5	2,501	69.7	-
合計	12,070	100	3,590	100	65.7

④ 感染経路別患者数

(※ 飲食店は、接待やお酒を伴う店、カラオケ店等を含む。)

発生地	感染推定場所	3/1~4/27		4/21~4/27	
		患者数	(%)	患者数	(%)
県内	飲食店	104	1.7	17	0.9
	家庭	3,249	53.7	1,018	56.6
	職場・施設・学校等	933	15.4	330	18.3
	友人の集まり、談話等	491	8.1	101	5.6
	クラスター	1,136	18.8	291	16.2
	医療機関・施術所	(210)	(3.5)	(49)	(2.7)
	高齢者福祉施設等	(511)	(8.4)	(193)	(10.7)
	学校・園	(215)	(3.6)	(37)	(2.1)
	飲食店	(18)	(0.3)	(0)	(0.0)
	職場	(163)	(2.7)	(12)	(0.7)
	その他	(19)	(0.3)	(0)	(0.0)
	その他	89	1.5	29	1.6
	小計	6,002	99.2	1,786	99.2
県外	飲食店	7	0.1	0	0.0
	職場・施設・学校等	15	0.2	6	0.3
	友人の集まり、談話等	11	0.2	3	0.2
	その他	17	0.3	5	0.3
小計	50	0.8	14	0.8	
合計	6,052	100.0	1,800	100.0	
調査中		5,360		1,790	
不明		658			
総計		12,070		3,590	

4 4月以降に継続又は新規発生したクラスターの状況（4月27日現在）

類型	管轄	施設区分	陽性者数	属性別		第1例目公表日	
				利用者患者等	職員等		
医療機関	神戸	医療機関	①	28	20	8	3月21日
			②	5	3	2	3月26日
			③	13	9	4	4月6日
			④	31	25	6	4月14日
	尼崎	医療機関		6	0	6	3月26日
	明石	医療機関	①	18	9	9	4月7日
			②	18	9	9	4月7日
	加古川	有床診療所		13	10	3	4月15日
	洲本	診療所		15	9	6	4月17日
	計		9ヶ所	147	94	53	
		内4月以降新規分	6ヶ所	108	71	37	
福祉施設	神戸	福祉関係事業所		29	21	8	3月24日
		介護関係事業所	①	31	20	11	3月24日
			②	5	4	1	4月7日
		介護関係施設	①	12	8	4	4月1日
			②	6	5	1	4月10日
			③	6	1	5	4月10日
	④		6	5	1	4月18日	
	介護施設		6	4	2	4月13日	
	尼崎	福祉施設		5	3	2	3月30日
		介護保険サービス事業所	①	42	32	10	4月13日
			②	10	7	3	4月15日
		介護サービス事業所	①	8	4	4	4月19日
	②		23	14	9	4月25日	
	西宮	福祉施設		17	14	3	4月11日
		介護老人保健施設		8	6	2	4月23日
	宝塚	福祉施設		52	35	17	4月14日
		高齢者福祉施設		22	13	9	4月16日
	龍野	福祉事業所		17	10	7	4月20日
	計		18ヶ所	305	206	99	
			内4月以降新規分	15ヶ所	240	162	78
事業所	神戸	事業所	①	9	0	9	3月29日
			②	16	0	16	4月2日
			③	5	0	5	4月8日
			④	8	0	8	4月16日
	加東	事業所		26	0	26	4月8日
	朝来	養父市役所	①	10	0	10	4月12日
			②	8	0	8	3月31日
	丹波	丹波市社会福祉協議会		6	0	6	3月25日
	洲本	事業所		5	0	5	4月6日
				8	0	8	4月14日
計		10ヶ所	101	0	101		
		内4月以降新規分	7ヶ所	78	0	78	
学校等	神戸	保育施設	①	9	2	7	4月2日
			②	5	2	3	4月6日
		保育所		15	7	8	4月2日
		専門学校		35	30	5	4月11日
	市立中学校		6	5	1	4月17日	
		中学校		9	1	8	4月13日
	西宮	私立高校運動部		5	5	0	4月3日
		認可外保育園		19	6	13	4月13日
	宝塚	市立中学校		8	7	1	4月16日
	伊丹	高等学校		7	7	0	3月31日
	加東	公立高等学校		15	14	1	4月21日
		大学		17	17	0	4月22日
	龍野	高等学校		8	8	0	4月3日
	龍野	県立高等学校		7	0	7	4月18日
	赤穂	大学		6	6	0	4月2日
		学校		9	9	0	4月14日
計		16ヶ所	180	126	54		
		内4月以降新規分	15ヶ所	173	119	54	
その他	西宮	バスツアー		14	14	0	4月17日
	芦屋	兵庫県警察学校		68	0	68	4月14日
	宝塚	スポーツセンター		23	14	9	4月3日
	計		3ヶ所	105	28	77	
		内4月以降新規分	3ヶ所	105	28	77	
合計			56ヶ所	838	454	384	
			内4月以降新規分	46ヶ所	704	380	

【参考】11月以降に発生したクラスターの発生件数及び陽性者数

累計	発生件数	陽性者数
医療機関	55	1,984
福祉施設	82	1,580
事業所	21	252
学校	44	475
飲食店	12	101
その他	11	185
合計	225	4,577

国の新たな感染状況のステージの指標（見直し後）

	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 ^{注2}			②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑥感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
ステージⅢ 感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 20%以上	入院率 40%以下	最大確保病床数の占有率 20%以上	人口10万人当りの全療養者数 20人以上	5%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 15人以上	50%
ステージⅣ 爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	最大確保病床数の占有率 50%以上	入院率 25%以下	最大確保病床数の占有率 50%以上	人口10万人当りの全療養者数 30人以上	10%	人口10万人当り(週間)の新規報告数が 25人以上	50%
兵庫県 (4月27日)	78.2%	15.5%	78.8%	86.0人	15.0%	65.6人	50.3%
備考	入院者数 732人 確保病床数 935床	入院者数 732人 全療養者数 4706人	入院者数(重症) 93人 確保病床数(重症) 118床	全療養者数 4706人 人口 5,466千人	陽性者数(直近1週間) 3590人 検査数(直近1週間) 23871件	患者数(直近1週間) 3590人 人口 5,466千人	感染経路不明者数(直近1週間) 1807人 患者数(直近1週間) 3590人

国の新たな感染状況のステージの指標(見直し後)

単位	医療提供体制の負荷				感染の状況			新規患者数 (人)	1日当たり検査件数 (件)
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③陽性者数/PCR等検査件数(週間)	④直近1週間の陽性者数	⑤感染経路不明の者の割合(週間)		
	入院医療		重症者用病床						
	確保病床使用率 %	入院率 %	確保病床使用率 %	人口10万人対	%	人口10万人対	%		
ステージⅢ指標	20%	40%	20%	20	5%	15	50%		
ステージⅣ指標	50%	25%	50%	30	10%	25	50%		
4月16日	79.3	18.0	67.2	67.5	13.5	48.1	50.4	510	2,984
4月17日	80.0	16.9	68.9	72.7	14.3	51.5	47.4	537	2,225
4月18日	79.6	16.9	69.8	72.0	15.4	54.7	47.5	401	2,379
4月19日	82.1	17.2	69.8	73.1	15.2	57.2	47.5	292	3,849
4月20日	82.5	16.7	76.7	75.8	15.5	57.8	47.9	427	2,934
4月21日	84.2	17.7	75.0	72.9	15.5	58.9	49.2	563	3,302
4月22日	85.1	17.1	75.8	76.0	15.2	59.9	49.3	545	3,777
4月23日	77.8	16.6	75.4	79.8	15.1	60.9	50.3	566	3,492
4月24日	77.9	16.1	75.4	82.5	15.1	62.6	51.5	630	2,803
4月25日	77.6	16.0	76.2	82.7	15.2	63.9	50.7	473	2,764
4月26日	78.1	16.0	78.8	83.3	15.3	64.2	50.4	310	3,869
4月27日	78.2	15.5	78.8	86.0	15.0	65.6	50.3	503	3,864

※「⑤感染経路の不明率」は速報値で集計

※療養者数は入院数、宿泊療養数、入院調整数、その他医療機関・福祉施設等(保健所設置市の自宅療養含む。)の合計

陽性患者数・人口10万人あたり人数

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/21~4/27)	人口10万人あたり人数	前週比
兵庫県	3,590	65.6	1.13

【参考：主要都府県及び関西府県等の陽性患者数・人口10万人あたり人数】

(人)

区分	直近1週間患者数 (4/21~4/27)	人口10万人あたり人数	前週比
全国	34,391	27.2	1.16
北海道	965	18.3	1.45
宮城県	293	12.7	0.76
山形県	106	9.8	0.89
埼玉県	1,399	19.0	1.17
千葉県	904	14.4	1.00
東京都	5,227	37.5	1.19
神奈川県	1,605	17.4	1.13
岐阜県	300	15.0	1.29
愛知県	1,896	25.1	1.35
滋賀県	320	22.6	1.23
京都府	961	37.2	1.25
大阪府	7,872	89.3	1.01
奈良県	652	49.0	1.09
和歌山県	214	23.1	0.78
愛媛県	243	18.1	0.96
福岡県	1,836	35.9	2.00
沖縄県	613	42.1	0.77

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症患者急増により、自宅療養者や入院調整等により自宅で待機せざるを得ない方も増加している。このため、これらの方に対する支援体制の強化を図る。

2 健康観察体制の強化

(1) 全自宅療養者・待機者への対応

- ア 感染予防対策の周知徹底（リーフレットの配布やホームページへの掲載）
- イ 健康観察アプリによる自己チェック（2回/日：7:00、15:00）
- ウ 電話による健康観察・随時相談（保健所、兵庫県看護協会に委託）
※看護協会実施分：実1,054人、延べ5,900人（2月2日～4月26日）
- エ パルスオキシメーターの貸し出し（健康福祉事務所が配布又は食料品等配布時に送付）

(2) 年齢や症状等に応じた特別な対応

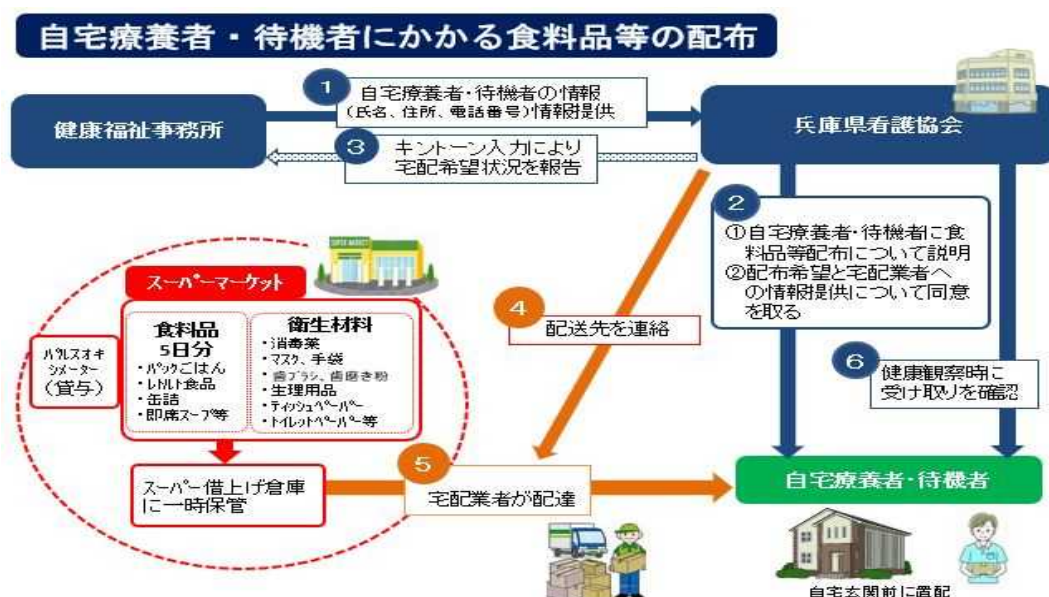
- ア 家庭訪問の実施（保健所保健師、看護系大学教員等）
発熱や呼吸器症状有り、高齢者や基礎疾患を有する等、特に注意が必要な方に対し、家庭訪問を行い、パルスオキシメーターによる酸素飽和度のチェック等の観察を実施
- イ 健康観察を実施する保健師・看護師の募集
看護系大学教員の募集（1/22～2/4、4/26～） 保健師バンクの活用（R3年12月設置）

3 食料品・衛生資材等の配布（4月12日～ 配布物の梱包及び宅配は業者委託）

(1) 配布物：1セットは食料品5日分と衛生材料（待機期間の延長等、必要時複数セット配布）

- ・パックごはん、レトルト食品、缶詰、即席スープ等
- ・消毒薬、マスク、手袋、生理用品、ティッシュペーパー等
- ・パルスオキシメーター（貸与）

(2) 配布状況：4月12日～27日 632セット



※ 保健所設置市が活用する場合：各保健所からの依頼を県が受け対応

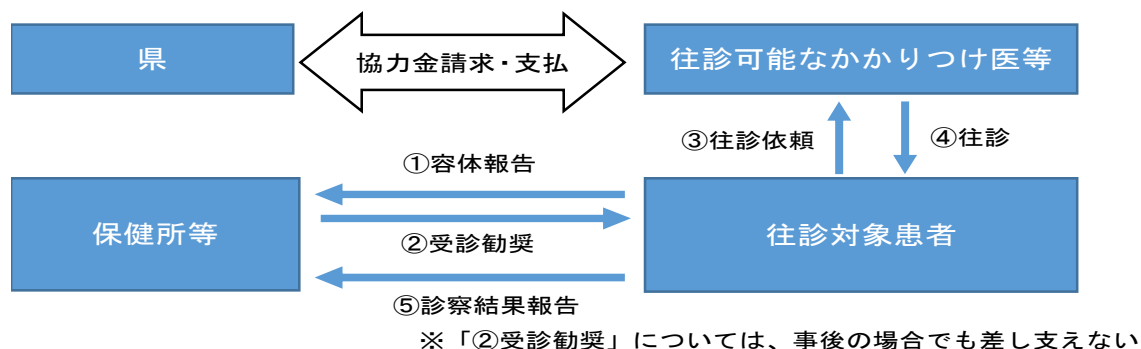
4 往診体制の構築

(1) 県による往診支援(4月12日～)

保健所等において往診が必要と判断された場合、自宅療養者等への往診を行った医療機関に対し、協力金を支給する。(支援額：1日あたり50,000円)

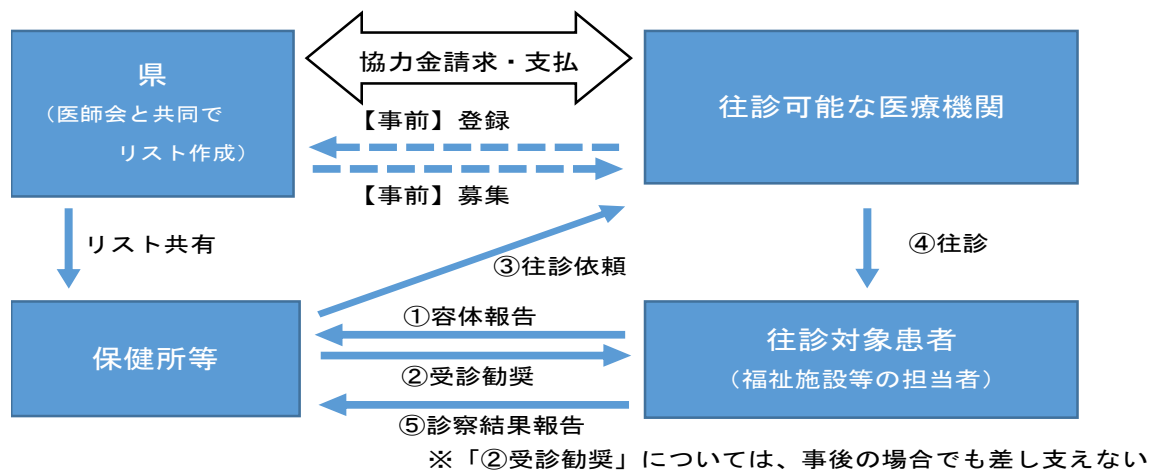
①往診可能なかかりつけ医のいる場合

保健所等と連携した在宅訪問医等を中心に往診を実施



②往診可能なかかりつけ医のいない場合

兵庫県医師会と協力して、往診可能な医療機関のリストを今週中を目途に作成しており、順次、保健所等に提供し、5月上旬には全県の往診体制を構築



(2) 政令市・中核市の取組状況

市名	取組内容
神戸市	市医師会等と連携した往診の実施(4月23日～)
尼崎市	市医師会等と連携した往診の実施・支援(12月1日～)
西宮市	在宅訪問医等の往診の実施・支援(1月25日～)
明石市	在宅訪問医等の往診(4月22日～)
姫路市	市の在宅療養サポートチーム(医師・保健師等)による健康観察・治療(4月6日～)

※県の往診支援の対象となるものについては県の制度の活用が可能

新型コロナワクチンの接種について

1 高齢者（65歳以上）向け優先接種

（1）国出荷スケジュールの見直し

- ・従前：（5月24日の週以降）2週間ごとに16,000箱以上（4月8日国通知）
- ・首相会見（4月23日）：毎週約1,000万回分（約8,550箱相当※）を出荷 ※県推定
⇒希望する高齢者に、7月末を念頭に各自治体が2回の接種を終えるよう取り組む

従来の予定

クール (時期)	国出荷 箱数	県内 配送数	接種回数 換算	累積数	対高齢者 人口比
1～3 4月5日及び12日、19日の週	1,100	22	21,450	21,450	1%
4 4月26日及び5月3日の週	5,741	206	200,850	222,300	13%
5 5月10日及び17日の週	16,000	708	828,360	1,050,660	63%
6 5月24日の週及び5月31日の週	16,000以上	640	748,800	1,799,460	107%
7 6月7日の週及び14日の週	16,000以上	640	748,800	2,548,260	152%
8 6月21日の週及び28日の週	16,000以上	640	748,800	3,297,060	196%

首相会見を受けた想定

クール (時期)	国出荷 箱数	県内 配送数	接種回数換 算	累積回数	対高齢者 人口比
6 5月24日の週 5月31日の週	約8,550	340	397,800	1,448,460	86%
	約8,550	340	397,800	1,846,260	110%
7 6月7日の週 6月14日の週	約8,550	340	397,800	2,244,060	134%
	約8,550	340	397,800	2,641,860	157%
8 6月21日の週 6月28日の週	約8,550	340	397,800	3,039,660	181%
	約8,550	340	397,800	3,437,460	205%

第5クール以降は1バイヤル6回接種

第6クール以降の県内配送数等は県推計（シェア4%）

（2）県の対応

- ①市町へ通知：7月末までに希望する高齢者の2回目接種が終えられるよう、接種体制の確保を依頼（4月26日）
- ②市町支援：接種人材確保に向け、関係団体に協力依頼をするなど接種体制強化を支援

2 医療従事者向け優先接種

（1）スケジュール

区分	時 期	国出荷数	県内配送数		備 考
第1～3弾	3月1日の週から 4月19日の週	3,800箱	152箱	166,140回接種分	3週間後に2回目接種分を配送
第4弾	5月10日の週	1,000箱	42箱	49,140回接種分	1回目及び2回目接種分として

（2）状況

- ①昨年度に接種希望申請のあった医療従事者（約19万3千人）分のワクチン配送は5月10日の週にてほぼ終了する見込み
- ②新たな対象となった方（新規採用や訪問看護など）を含め、追加申込分（2万3千人）については、第4弾までの割り当て量を上回るワクチンが必要
⇒国通知に基づき、高齢者向け第5クール以降の出荷分を活用

GW（4/29～5/5）における対応

GW期間（4月29日～5月5日）においては、長期の休業を行う医療機関が多いことから、新型コロナウイルス感染症患者への対応を含め、地域において必要な相談・医療提供体制等を確保する。

I 相談体制

1 一般県民向け相談窓口

発熱症状がある場合等に診療・検査体制が整った地域の医療機関（発熱等診療・検査医療機関）を紹介する発熱等受診・相談センターを下表のとおり開設

＜発熱等受診・相談センター連絡先一覧＞

区分	相談窓口	受付時間	連絡先
県	兵庫県新型コロナ健康相談コールセンター	24時間対応	078-362-9980 (FAX: 078-362-9874)
政令中核市	神戸市保健所	24時間対応	078-322-6250
	姫路市保健所	9時～17時	079-289-0055
	尼崎市保健所	9時～17時	06-4869-3015
	西宮市保健所	9時～17時	0798-26-2240
	あかし保健所	9時～20時 (上記以外で急ぎの場合は市役所代表)	078-918-5439 (078-912-1111)

※ 30日（金）は平日対応

2 医療機関と保健所との相談・連絡体制

新型コロナウイルス感染症患者発生時の発生届の提出等、医療機関が保健所に連絡する場合、県・政令中核市とも通常通り24時間体制で対応

区分	対応体制
兵庫県	各健康福祉事務所（12カ所）
政令中核市	各保健所

3 医療物資供給に関する相談体制

専用回線（078-362-3268）を設け、医療機関等からの医療物資（医療用マスク、ガウン、フェースシールド、非滅菌手袋）供給にかかる要望に対応（9時～17時）

II 外来診療体制

1 「発熱等診療・検査医療機関」等による対応状況

「発熱等受診・相談センター」からの紹介を受け入れる医療機関等において、下表のとおり診察等を実施

対象：他院からの紹介も受入れる「発熱等診療・検査医療機関」(304箇所)、
その他、夜間休日診療所など発熱患者に対応する医療機関(21箇所) 計325カ所

日程	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5
神戸	18	56	51	16	24	20	15
阪神	19	57	51	21	19	19	20
東播磨	4	22	17	6	5	6	7
北播磨	6	7	6	7	6	7	6
播磨姫路	7	50	42	7	9	8	8
但馬	4	11	4	3	3	4	3
丹波	3	12	8	2	4	3	2
淡路	6	11	11	6	6	6	6
計	67	226	190	68	76	73	67

(参考) 各市町の夜間休日診療所(24施設)の対応状況

区分	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5
対応診療所 (対象 24 施設)	21	8	12	21	21	21	21

2 薬局による後方支援

薬局に対しても医療機関と連携した対応を、県薬剤師会を通じて要請済(4/16)

III 検査体制

衛生研究所等及び民間検査機関において、下表のとおり検査を実施

日程	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5
衛生研究所等 (6機関)	7日間、全て対応						
民間検査機関	11機関	17機関	16機関	10機関	10機関	10機関	10機関

IV 入院医療体制

1 入院受入医療機関(67 病院、935 床)の対応状況

下表のとおり受入を行うが、対応可能日が少ない病院には再検討も要請

区分	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5
対応病院数 (67 病院)	45	61	47	43	49	49	43
確保病床数 (935 床)	775	898	790	739	794	823	740

2 入院調整・宿泊療養調整

医療機関等からの入院調整等については、患者の症状に応じて保健所及び CCC-hyogo が 24 時間体制で対応

区分	内容
各保健所	圏域内の入院調整
CCC-hyogo	圏域を超えた入院及び宿泊療養の調整

緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等(バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 { ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 } <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数	[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
阪神北地域・明石市				
東播磨(明石市除く)・中播磨地域		@2.5～20万円 ×時短営業日数		
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				

緊急事態措置実施に係る大規模施設等(飲食店等以外)に対する協力金

1 対象者

- ・ 県からの休業要請に協力いただいた集客力の高い大規模施設 (1,000 m²超)
- ・ 上記大規模施設又は無観客開催要請に協力いただいたイベント関連施設 (1,000 m²超) のテナント事業者・出店者

2 支給額等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)	
対象区域	県内全域	
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1,000 m ² 超の集客施設	左記の大規模施設又は特措法第24条第9項に基づく無観客開催要請に応じた1,000 m ² 超のイベント関連施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

※大規模施設等内の飲食店(テナント)への支給額は、売上高に応じた単価(4～20万円)設定

3 対象施設

(1) 集客施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設(飲食店除く) 博物館等 サービス業	映画館、プラネタリウム 大規模小売店等(生活必需品除く) 体育館、ボウリング場 個室ビデオ店等 博物館、美術館、動物園等 生活必需品以外の店舗	<u>当該大規模施設</u> 及び <u>テナント事業者が対象</u>

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、ライブハウス等 公会堂、貸会議室等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 テーマパーク、遊園地	<u>テナント事業者のみ対象</u>

大規模集客施設等への要請徹底について

緊急事態措置を踏まえ、集客施設（1,000 m²超）に対しては、生活必需物資売場を除いて原則休業を要請しているが、特に人流の影響が大きい百貨店、ショッピングセンター、家電量販店などの大規模集客施設に対し要請の徹底を強化する。

1 対象施設

- ・大規模集客施設（県内約 400 店舗）
（百貨店、ショッピングセンター、家電量販店、ホームセンター等）

2 内容

（1）状況調査

各施設のHPや新聞報道、業界団体からの聴取等により、各施設の休業要請対応状況を把握、休業要請に応じていない施設をリスト化

（2）個別協力要請

- ①休業要請に応じていない各施設管理者に対し個別に電話で要請
- ②要請に応じない場合は、県職員が直接施設を訪問するなど要請を強化

[特措法第24条第9項による要請(命令・罰則なし)]

（3）実施時期

4月下旬～

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
場外馬(車・舟)券場 等			
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※劇場等は「3 イベント関連施設」を参照
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
商業施設 (生活必需物資の小売り 関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 修理等に関する部分を除く
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
金券ショップ			
古本屋			
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館（*）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 *原則休業（全国大会等は無観客化） <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※野球場等は「3 イベント関連施設」を参照
	スケート場（*）		
	水泳場（*）		
	屋内テニス場（*）		
	柔剣道場（*）		
	ボウリング場（*）		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬（車・舟）券場 等		
博物館等	博物館	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	ペット美容室（トリミング）		
	住宅展示場		
	旅行代理店（店舗）		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等（施設規模に関わらず要請）〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・無観客開催・運営	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	観覧場		
	演芸場		
	ライブハウス 等		
遊技施設	テーマパーク	〔法に基づかない協力依頼〕	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物)
	遊園地 等		
集会・展示施設	集会場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物) ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	〔法に基づかない協力依頼〕	※観客を入れない、業務上の打合せ、練習・稽古等による利用可
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・酒類提供の自粛	

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等をしない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※1）	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※2）		
	コンビニエンスストア（※1）		
	大規模小売店（※1）		
	百貨店（※1）		
	スーパーマーケット（※1）		
	ホームセンター（※1）		
	ショッピングセンター（※1）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※1）		
	ガソリンスタンド（※1）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 	
	美容院		
	銭湯（公衆浴場）		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店（時計、靴、洋服、自動車（二輪自動車含む）、自転車等）		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
医療施設 (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る（生活必需物資） ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※2）		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	カプセルホテル		
	旅館（集会の用に供する部分を除く）		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
交通機関等	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※ <鉄道、バス等> 「土日祝の減便」、「平日の終電時刻の繰上げ」及び「主要ターミナルにおける検温の実施」の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等含む）		
工場等	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		

緊急事態措置等FAQ

	質問項目	回答
1. 総論		
1	緊急事態宣言とは何か。	緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延によって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発令するものです。 今回、令和3年4月23日に4都府県（兵庫県、東京都、京都府、大阪府）に発令されました。
2	緊急事態措置を実施する期間は？	令和3年4月25日（日）（0時）から 令和3年5月11日（火）（24時）までです。 【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日
3	緊急事態措置の対象区域は？	兵庫県全域です。
4	緊急事態措置の内容は？	1. 飲食対策の徹底 ・ 酒類又はカラオケ設備を提供しない（提供する場合は休業要請） ・ 酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）の要請 等 2. 人流の抑制 ・ 催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請 ・ 床面積の合計が1000㎡超の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請 ・ 日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請 等 3. クラスタ発生が増加している感染源対策 ・ 「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進 等 4. 医療提供体制 ・ コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保 等
5	措置期間終了の5月11日以降はどうなるのか？	県内の感染状況等を踏まえ、国において緊急事態宣言の解除が判断されます。 まずは、5月11日まで集中して対策を行い、感染拡大を抑えていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。
2. 外出自粛について		
1	要請内容は？何に基づくものか？	以下のことを要請しています。（特措法第45条第1項に基づく要請） ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えること ・ 路上・公園等における（集団での）飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること ・ 特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛
2	要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。

3. イベントについて		
1	イベントについて、開催する基準は？ 何を要請しているのか？	社会生活の維持に必要なもの（例：資格試験、国家試験など）を除いて、開催規模や場所に関わらず、原則として無観客での開催を要請しています。 （特措法第24条第9項に基づく要請）
2	社会生活の維持に必要なもの（催物）とは？	各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会を想定しています。 社会生活の維持に必要なかどうかは各主催者でご判断ください。 なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での開催をお願いします。 〔R3.4.23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡より〕 「社会生活の維持に必要な催物」 ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等 ・憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会
3	チケット販売済のイベントは開催してよいか？	チケットを販売済の場合も、人流を抑制するため、無観客での開催にご協力をお願いします。
4	要請によって計画していたイベントを中止・延期せざるを得なくなったが、会場のキャンセル料は返金してもらえるのか？	キャンセル料の取扱は各施設設置者の判断となりますので、直接、各施設設置者にご相談ください。
6	無観客開催の要請に応じなかった場合、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
7	イベントの休止や無観客にした場合、補償（支援）はあるのか？	イベント休止等に関する支援策については、J-LODive（コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金）をご参考にしてください。
4. イベントに準じた取扱いを要請する施設		
1	使用制限のない1,000㎡以下のポーリング場で、イベント実施は可能なのか？	イベントは、開催規模や場所に関わらず、無観客開催を要請しています。 このため、1,000㎡以下のポーリング場においてイベントを開催する場合も同様に、無観客での開催をお願いします。
2	劇場や集会場、貸会議室、運動施設等は、イベント以外で使用することは可能なのか？ 例えば、部活動を規制する中で、草野球で特定多数が集まることは許容されるのか？	施設管理者に対しては、施設の休止要請を行うものではなく、イベントに関しては無観客での開催を要請しています。 このため、個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用は可能です。
3	テーマパークなどの遊技施設内で個々の遊具を稼働させず、（健康維持の運動のために）単に敷地を開放することは可能なのか？	テーマパークなどの遊技施設については、施設におけるイベントの無観客開催を要請しており、施設自体の休業要請を行っている訳ではありませんが、人流の抑制による感染拡大防止という今回の要請の趣旨を踏まえて、控えて頂きたいと考えます。
4	テーマパークでの無観客とはどういうことか？ 休止と同じでよいか？	今回の特措法上の要請は、無観客開催をお願いしており、テーマパークは、専ら行楽客がそのパーク内で遊ぶという形態であることから、事実上休止ということになると考えています。
5	集会・展示施設（展示場、文化会館、多目的ホール等）において、個人的な使用や生活の維持に必要な使用もできないのか。	集会・展示施設は、無観客での開催・運営を要請していますが、各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会といった社会生活の維持に必要な場合には、施設の使用は可能です。また、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で施設を使用することも差し支えありません。
6	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は、休業しなければならないのか？	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は屋内運動施設として取り扱い、施設の床面積に応じ、1,000㎡超のものについては休業を要請しています。1,000㎡以下のものについては、休業要請の対象外ですが、入場整理、酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等をお願いします。
7	貸スタジオを貸し出して、バンドやコーラスの練習を行うことは可能か？	貸スタジオ・貸会議室等は、無観客での開催・運営を要請していますが、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で当該施設を使用することは差し支えありません。
8	潮干狩り、キャンプ、釣り堀は休業しないといけないのか？	潮干狩り場、フィールドアスレチックなどの遊技施設を併設しているキャンプ場、釣り堀、イチゴ狩り場などは、テーマパーク、遊園地などの屋外の遊技施設と同様に無観客での開催・運営を要請していません。従って、これらの施設で利用者の集客はできません。但し、他のレジャー施設が併設されておらずキャンプのみを行うキャンプ場は無観客開催の要請対象外です。 なお、飲酒禁止の協力をお願いします。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。

5. 施設の使用制限について		
1	今回の休業要請に関する考え方は？	まん延防止等重点措置として、リスクが高いとされる飲食の場での感染を抑制する観点から飲食店に対して時短要請を行ってまいりましたが、変異株による急速な感染拡大と、感染者数の増加に伴う医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。 このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の博物館や商業施設等）に対して休止の要請をするものです。
休業要請等をしない施設		
1	大学その他の学校を休止しない理由は何か？	学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るため、大学等に対して、オンライン授業の活用や部活動の自粛の徹底を求めています。
2	感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。
3	冠婚葬祭の取り扱いはどうなるのか？ 例えば、お通夜の後の別室での「精進落とし」は？	冠婚葬祭は生活の維持に必要なサービスであり、休止の要請をしておりますが、以下の対応とともに感染防止対策の徹底をお願いします。 (披露宴) 酒類・カラオケ設備の自粛、時短（～20時）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内 (精進落とし) 酒類の提供自粛
4	自動車修理工場は休業要請の対象となるのか？	「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、休業要請の対象にはなりません。
5	小売り店舗内に自動車修理等を行う部分を併設している店舗は、休業しないとイケないのか？	小売店舗部分は休業要請の対象ですが、修理等に関する部分は休業要請の対象外となります。
6	宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは問題ないか。 宿泊客しか利用しないレストランはどうか。	・宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは差し支えありません。 ・宿泊客しか利用しないレストランについても、酒類の提供及びカラオケ使用の自粛をお願いします。（法に基づかない協力依頼）
7	ホテル・旅館等の日帰り利用客が客室での食事の際に、酒類を提供することは、飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当するのか。	飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当しません。 但し、宴会場や広間など集会の用に供するところで、日帰り客に対して、食事の際に酒類を提供する場合は、この限りではありません。
休業を要請する施設		
1	百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、生活必需物資(*)を販売する売り場（販売店舗）を除き、休業要請をしています。 (*)生活必需物資 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等
2	地下街の取り扱いはどうするのか？	地下街の全体あるいは一部を商業施設として一体的に管理・運営している場合で、その床面積が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休業要請をしています。
3	大規模集客施設の「1,000㎡超」の取扱いが不明確でわかりにくい。 ・売場のほか管理部門や駐車場も床面積に含まれるのか。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々のカウントになるのか。 ・施設の一部を閉鎖することで1,000㎡以下にする対応は許容されるのか。	・管理部門は売場面積に含まれます。 駐車場は床面積に含まれません。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々にカウントします。 ・施設の一部を閉鎖して1,000㎡以下とすることはできません。
4	百貨店等1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物品の取扱いは？	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休業を要請していません。
5	「生活必需物資」の範囲が不明確でわかりにくい。	生活必需物資とは食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品または燃料等を指します。 具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店等が該当します。

6	化粧品は「生活必需物資」に該当するのか。	化粧品は生活必需物資に該当しません。
7	1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は休業する必要があるのか？	生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の床面積が1,000㎡を超える場合は休業要請の対象となります。
8	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「飲食店等（飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等）」は、百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業しなければいけないのか、時短営業できるのか？	飲食店等に対しては、酒類及びカラオケ設備を提供しないこと、営業時間を5時から20時までとすることを要請しています。一方、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）に対しては、休業を要請しており、そこにはテナントである飲食店等も含まれます。従って、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の飲食店等については、その百貨店等の方針や施設の構造等の実情に即して、要請に応じた対応（休業あるいは時短営業）をしていただく必要があります。なお、営業にあたっては、入場者の整理、マスク着用、飛沫を遮るパーティションの設置又は適切な距離の確保を要請します。
9	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「化粧品店」は百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業する必要があるのか？	「化粧品」は生活必需物資にあたらないため、百貨店・ショッピングセンター（1,000㎡超）の休業に伴い、休業となります。
10	商業施設内の要請対象のテナント飲食店（酒類の提供もしくはカラオケ設備の提供又は通常20時より遅くまで営業をしている）が商業施設の閉鎖に伴い、休業した場合の協力金はどうか。	商業施設の閉鎖に伴い休業する商業施設内のテナント飲食店については、協力金一日当たり4～20万円/店舗の支給対象となります。
11	商業施設内の飲食店で、もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店が商業施設の閉鎖に伴い休業した場合、協力金はどうか。	もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店についても、商業施設の閉鎖に伴い休業した場合は、協力金一日当たり2万円/店舗の支給対象となります。
12	商業施設内の生活必需物資を販売するテナント店が、商業施設の閉鎖により休業する場合の協力金の取扱いはどうか。	協力金2万円支給の対象となります。
13	商業施設が休業しない場合に施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合の協力金の取扱いはどうか。	商業施設が休業せず、施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合は、協力金支給の対象ではありません。
14	商業施設のテナント等への協力金2万円/日は物産展の出店者等も対象になるのか？	テナント等には、物産展の出店者のほか消化仕入（委託販売の一種）、施設の駐車場でのキッチンカー等も該当します。
施設別の取扱い		
1	運動施設について、屋外と屋内で要請の内容が異なるのはなぜか。	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。このため、屋内の施設については、規模を踏まえて休止要請を行うとともに、屋外施設に関しては、イベントに準じた取り扱いとしています。
2	「衣料品店」「家電量販店」等は、「生活必需物資販売施設」に当たるか？	「衣料品店」「家電量販店」等は、生活必需物資販売施設に該当しません。
3	「ゴルフ練習場」等は、「屋内」の場合は面積別で休止・実施とされるが、「屋外」だと集客イベントに当たらない限り個人の練習等が許容されるのは、どのような趣旨か？	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。
4	結婚式場は、酒類の提供・カラオケ設備の使用をしない場合、営業時間を短縮して1.5時間以内の開催、参加人数50人以下又は収容率50%以内で営業することができるが、「ホテル（集会の用に供する部分に限る）」は、無観客開催となっている。ホテルの結婚式はどちらに該当するのか？	ホテルで行われる結婚式については、結婚式場と同様の取扱いとなります。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	（飲食店を除く）施設の休止は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
2	協力金の支給額は調整中とのことだが、いくらもらえるのか。	国の指針に沿って、飲食店では一日当たり4～20万円/店舗を、大規模施設では一日当たり20万円/店舗を、大規模施設の入居者に対しては一日当たり2万円/店舗を支給する予定です。詳細は、県のホームページ等で公表します。

6. 飲食店への要請について		
1	飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備の提供は、禁止をお願いしています。
2	「バー」「キャバレー」等は、面積別の規制の対象外とされた理由は？	バー、キャバレー等では、飲食店と同様に酒類や料理の提供を通じた感染リスクが高いと考えられ、そうしたリスクを避ける必要があります。このため、酒類提供又はカラオケ設備提供を禁止し、それ以外の場合は、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
3	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。その場合であっても、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
4	酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	正当な理由がないのに要請に応じていただけない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処せられることがあります。
5	飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	政府分科会の提言では、飲酒の影響で大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染拡大することから飲食店での感染リスクを減らすため、特措法第24条第9項により、飲食店への酒類の持ち込みを自粛していただくよう協力を要請しています。
7. その他		
1	広範囲に休止等を要請するなら、関連事業者（物品の納入業者）への支援も必要ではないか	前回の緊急事態措置では、売上が減少した事業者の方へは、国の持続化給付金などの助成もありました。今回についても、国において、飲食店との直接・間接の取引、外出自粛の直接的な影響があった中小企業等への支援策を検討していると聞いています。
2	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	特措法第24条第9項に基づく協力要請であり、施設の使用制限等と異なり法令に基づく命令・罰則の規定はありません。ただし、感染リスクが高い行動とされる路上・公園等での飲酒を自粛するよう呼びかけておりますので、ご協力をお願いします。

休業要請・時短営業協力金のQ & A（緊急事態宣言関係）

1. 飲食店等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、一日当たり4～20万円／店舗を支給します。
2	休業と時短営業の場合は協力金の金額に違いがあるのか。	違いはありません。
3	もともとの閉店時間が20時より遅い居酒屋だが、休業しなければ、協力金は支給されないのか。	もともとの閉店時間が20時より遅い飲食店であれば、20時までに時間短縮し、かつ酒類及びカラオケの提供を止めれば支給されます。
4	もともとの閉店時間が18時の喫茶店（酒類の提供あり）であるが、酒類の提供をやめたら、協力金をもらえるか。	もともとの閉店時間が18時なので、協力金の対象となるのは、休業した場合のみです。酒類の提供を止めるだけでは、協力金の対象外となります。
5	酒類を提供する飲食店（通常は22時閉店）だが、平日は時短営業、土日祝は休業というように、対応を切り替えることを考えている。それでも協力金の対象となるか。	日によって休業と条件を満たす時短営業を切り替えて実施しても、休業要請等の最終日まで継続して休業または酒類及びカラオケの提供を止めて時短営業をしていれば協力金の対象となります。

2. 大規模施設等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、大規模施設等に対しては一日当たり20万円／店舗を、大規模施設等のテナント事業者等に対しては一日当たり2万円／店舗を支給します。
2	食料品の小売テナントであるが、入居するショッピングモールが全館休業し、自店も閉めざる得ない場合、協力金をもらえるのか。	大規模施設等の休業要請に伴い、食料品など生活必需物資の小売テナントも閉めざるを得ない場合、テナント事業者等協力金は支給されます。
3	昨年の緊急事態宣言の時は、生活必需品を扱う店舗は協力金の対象外だったが、今回もそうなるのか。	休業を要請していないため、協力金の対象外です。
4	床面積1,000㎡以下の施設であるが、協力金の対象になるのか。（飲食以外の業種）	休業要請をしていないため、協力金の対象外です。
5	大規模施設のテナントとして営業している店舗だが、施設管理者が県の休業要請に応じなかったが、私は休業した。テナント協力金の対象か。	大規模施設等が休業要請に応じることが、テナント事業者等協力金の支給条件であり、自主的に休業されても、協力金の対象とはなりません。
6	百貨店に出店しているが、定期借地契約ではなく、消化仕入れ契約（百貨店等で行われている委託販売の一種）である。1日2万円の協力金の支給対象となるか。	協力金の対象となります。
7	酒類を提供していない、もともとの閉店時間が20時以前の大規模施設内の飲食店が、大規模施設の休業に伴い休業した場合、協力金は支給されるのか。	大規模施設等のテナント事業者等協力金の対象となります。（休業要請等の対象ではないため、飲食店等に対する協力金は対象外）
8	野球場（床面積1,000㎡以上）内でテナントとして店を営んでいる。野球場が無観客開催となったが、協力金は支給されるか。	無観客開催要請に応じた大規模施設等に入居するテナントには、テナント事業者等協力金が支給されます。（大規模施設等自体は協力金の対象外）

3. 共通

	質問内容	回答
1	準備の関係で、4月25日から休業（時短営業）できなかった。4月26日以降から休業等を始めても、協力金をもらえるか。	休業等の開始日から、休業要請等の最終日まで継続して休業等した場合に、休業した日数（定休日等の店休日を除く）に応じて協力金が支給されます。

県立施設における施設の使用制限

※県の「公の施設」から基盤施設(港湾施設、空港、県庁等)、病院、社会福祉施設、各種学校、県立都市公園等を除いた48施設

区分	特措法施行令第11条に定められた施設	県民局	所管	No.	施設名	特措法施行令第11条該当号	屋内			屋外			閉鎖日	備考	
							閉鎖		無観客	閉鎖		無観客			
							全部	一部※		全部	一部※				
社会教育施設	4号(劇場、観覧場、映画館、演芸場) 5号(集会場、公会堂) 6号(展示場) 10号(博物館、美術館)	神戸	教委	1	県立美術館	10	○			○			4月25日	屋外施設(大階段)は閉鎖不可	
			政策創生	2	横尾忠則現代美術館	10	○			/	/	/		4月25日	
				3	原田の森ギャラリー	10	○			/	/	/		4月25日	
				県民生活	4	神戸生活創造センター	5	○			/	/	/		4月25日
			農政環境	5	楽農生活センター	10	○			/	/	/		4月25日	農産物直売所のみ営業
			農政環境	6	六甲山ビジターセンター	10	○			/	/	/		4月25日	
			防災	7	人と防災未来センター	10	○			/	/	/		4月25日	
		阪神南	政策創生	8	芸術文化センター	4	○			▲	/	/		4月25日	ピアノ発表会 等
				9	尼崎青少年創造劇場	4	○			▲	/	/		4月25日	バレエ発表会 等
		阪神北	教委	10	人と自然の博物館	10	○			/	/	/		4月25日	
		東播磨	県民生活	11	東播磨生活創造センター	5	○			/	/	/		4月25日	
			教委	12	考古博物館	10	○			/	/	/		4月25日	
		北播磨	教委	13	考古博物館加西分館	10	○			/	/	/		4月25日	
			県民生活	14	嬉野台生涯教育センター	5	○			/	○			4月25日	屋外施設(テニスコート等)閉鎖
			農政環境	15	フラワーセンター	10	○			/	/	/		4月25日	
		中播磨	教委	16	歴史博物館	10	○			/	/	/		4月25日	
			県民生活	17	いえしま自然体験センター	10	○			/	○			4月25日	屋外施設(芝生広場等)閉鎖
				18	こどもの館	10	/	/	/	/	/	/		—	R3.7まで休館中(修繕工事中)
		西播磨	県民生活	19	西播磨文化会館	5	○			/	○			4月25日	屋外施設(グラウンド)閉鎖
			農政環境	20	ひょうご環境体験館	10	○			/	/	/		4月25日	
			企画県民	21	西はりま天文台	4	○			/	/	/		4月25日	
		但馬	県民生活	22	但馬文教府	5	○			/	/	/		4月25日	
			教委	23	コウノトリの郷公園	10	○			/	○			4月25日	屋外施設(公開ケージ等)閉鎖
			福祉	24	但馬長寿の郷	5	○			/	/	/		4月25日	宿泊施設は営業
		丹波	県民生活	25	丹波の森公苑	5	○			▲		○		4月25日	屋内:丹波市成人式(新成人はオンライン参加) 屋外:苑内里山は開放
			政策創生	26	陶芸美術館	10	○			/	/	/		4月25日	
		淡路	県民生活	27	淡路文化会館	5	○			/	○			4月25日	屋外施設(グラウンド等)閉鎖
			農政環境	28	あわじ花さじき	10	○			/	/	/		4月25日	
		淡路	産、まち、企業	29	淡路夢舞台(温室)	10	○			/	/	/		4月25日	
30	淡路夢舞台(国際会議場)			5	○			▲	/	/		4月25日	フラワープリンセスひょうご2021選考会 等		
貸館機能	5号(集会場、公会堂)	神戸	政策創生	30	県民会館	5	○		/	/	/		4月25日		
			県民生活	31	ひょうご女性交流館	5	○		/	/	/		4月25日		
			福祉	32	のじぎく会館	5	○		/	/	/		4月25日		
			産業労働	33	中央労働センター	5	○		/	/	/		4月25日		
		中播磨	産業労働	34	姫路労働会館	5	○		/	/	/		4月25日		
西播磨	政策創生	35	先端科学技術支援センター	5	○		/	/	/		4月25日	宿泊施設は営業			
体育施設	9号(運動施設)	神戸	教委	36	文化体育館	9	○		/	/	/		4月25日		
			福祉	37	障害者スポーツ交流館	9	○		/	/	/		4月25日		
		阪神南	教委	38	総合体育館	9	○			▲	/	/		4月25日	第54回関西学生空手道選手権大会 等
				39	海洋体育館	9	/	/	/	/	/	○		4月25日	
		阪神北	教委	40	奥猪名健康の郷	9	/	/	/	/	/				R3.9まで休館中(修繕工事中)
		東播磨	教委	41	神戸西テニスコート	9	/	/	/	/	/	○		4月25日	
				42	弓道場	9	/	/	/	/	/	○		4月25日	
		北播磨	企業庁	43	青野運動公苑	9	○			/	/	○		4月25日	宿泊施設は営業
		中播磨	教委	44	武道館	9	○			▲	/	/		4月25日	第45回全国高等学校総合文化祭予選(かるた) 等
		西播磨	福祉	45	ふれあいスポーツ交流館	9	○			/	○			4月25日	
		但馬	教委	46	円山川公苑	9	○			/	/	○		4月25日	
産業労働	47		但馬ドーム	9	○			/	/	○		4月25日			
その他	淡路	まちづくり、企業庁	48	ハイウェイオアシス	—	/	/	/	/	/		—	物販店(1,000㎡以下)は十分な感染防止対策を実施、レストランは営業時間の短縮及び酒類提供の制限の実施		

※一部閉鎖に該当するもの

- ・敷地内の複数施設のうち閉鎖する施設、閉鎖しない施設が混在する場合
- ・施設内の一部フロアを閉鎖する場合(小ホールのみ閉鎖など)

▲特定の用途に限り使用を認めるもの

- ・オンライン配信、全国大会等などの用途に限り使用を認める場合

■ 兵庫県立都市公園における施設の使用制限

公園名	施設名	使用状況及び制限等
舞子公園	舞子海上プラザ	休業
	孫文記念館（移情閣）	通常どおり営業（17時閉館）
	旧木下家住宅	同上
	旧武藤山治邸	同上
	駐車場	閉鎖
明石公園	野球場	観客無し的一般利用は可
	テニスコート	同上
	陸上競技場	同上
	自転車競技場	同上
	ローンボウルスコート	同上
	会議室	同上
	駐車場	閉鎖
甲山森林公園	会議室	観客無し的一般利用は可
	工作室等	同上
	駐車場	閉鎖
播磨中央公園	野外ステージ	観客無し的一般利用は可
	野球場	同上
	球技場	同上
	アーチェリー場	同上
	サイクルステーション	通常どおり開放（17時閉館）
西猪名公園	球技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	テニスコート	同上
	駐車場	閉鎖
淡路島公園	ミュージアム	休業
赤穂海浜公園	テニスコート	観客無し的一般利用は可
	塩の国	通常どおり開放（17時閉館）
	オートキャンプ場	営業（全面飲酒禁止+食事20時まで）
一庫公園	会議室	観客無し的一般利用は可
有馬富士公園	会議室	観客無し的一般利用は可
	多目的ホール	同上
淡路佐野運動公園	屋内練習場	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可
	トレーニング室	営業（20時までの時短）
	第1野球場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	第2野球場	観客無し的一般利用は可
	サッカー場	同上
	多目的グラウンド	同上
	会議室	同上
三木総合防災公園	屋内テニスコート（ヒートストーム）	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可
	野球場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	第1・2球技場	観客無し的一般利用は可
	第3球技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	屋外テニスコート	観客無し的一般利用は可
	陸上競技場	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	第2陸上競技場	観客無し的一般利用は可
	グラウンドゴルフ場	同上
尼崎の森中央緑地	屋内プール	一般利用は不可、観客無しの全国大会等のみ可
	フィットネス	営業（18時閉館）
	フットサルパーク	観客無し的一般利用は可+20時までの時短
	グラウンドゴルフ場	観客無し的一般利用は可
	会議室	同上
丹波並木道中央公園	会議室	観客無し的一般利用は可

□ 兵庫県立都市公園等における施設の使用制限（農政環境部関係）

公園名	施設名	使用状況及び制限等
但馬牧場公園	但馬牛博物館	閉鎖
	ビジターハウス	同上
	テニスコート	観客無しの一一般利用は可
	スキーリフト	営業
	動物ふれあい広場	動物舎は閉鎖、ふれあい広場（屋外）は開放
	レストラン	営業（17時までの時短、酒類提供無し）
	宿泊施設	営業
三木山森林公園	森の文化館	閉鎖
	森の研修館	同上
	森のクラフト館	同上
	茶室・休憩所	同上
	レストラン	休業
やしらの森公園	母屋	閉鎖
	ハナレ棟	同上
	研修棟	同上
ささやまの森公園	活動拠点施設	閉鎖
	作業小屋等	同上
	野鳥観察小屋	同上
なか・やちよの森公園	活動拠点施設	閉鎖
ゆめさきの森公園	活動拠点施設	閉鎖
国見の森公園	活動拠点施設	閉鎖
	モノレール	休止
宝塚西谷の森公園	活動拠点施設	閉鎖
	ガラス温室	同上
	農舎	同上

緊急事態宣言下における県管理の河川、ダム、海岸、港湾等の親水施設での対応

【県対応方針】(R4. 4. 23)

Ⅲ 措置

5 県立都市公園等

○県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、4月25日から5月11日まで、駐車場を閉鎖するとともに、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請。

1 対応の内容

- (1) 駐車場を閉鎖【55施設】
- (2) 注意喚起看板を設置(①飲食自粛、②飲酒禁止、③身体的距離の確保)【90施設】
- (3) 占使用許可を受けて公園等を設置する市町等に対して同等の措置を協力要請

2 対応状況

県民局・センター	主 な 施 設(市町の占用施設を含む)
神戸	住吉川、都賀川、生田川など
阪神南	武庫川、夙川、芦屋川、御前浜・香櫨園浜、甲子園浜海浜公園など
阪神北	武庫川、逆瀬川砂防モニュメント、青野ダム周辺公園など
東播磨	曇川、水田川、江井ヶ島緑地、高砂海浜公園など
北播磨	東条川、手前川、三谷谷川、轟谷川など
中播磨	越知川、なぎさ公園、福泊マリンベルトなど
西播磨	千種川、鞍居川、坂越ふるさと海岸など
但馬	与布土ダム、気比海岸、浜坂県民サンビーチなど
丹波	川代公園、氷上さくら公園など
淡路	諭鶴羽ダム、淡路交流の翼港、多賀海岸、慶野松原海岸、など

緊急事態宣言に伴う公共交通事業者の対応状況（4/27時点）

1. 経緯

4月23日に改定した「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、まん延防止のため公共交通事業者に対し、人流抑制への協力を依頼した。

2. 依頼内容

緊急事態措置の実施期間における平日の終電繰上げ、週末休日の減便等

3. 事業者の対応

(1) 鉄道

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
JR西日本	5/1～	—	・新快速を10本減便 (三宮発9時～16時)
阪急電鉄	4/29～	・約10分繰上げ(三宮以西)	・普通を2本減便(23、24時台)
阪神電気鉄道	4/29～	—	・急行を12本減便(11時～15時) ・普通を2本行先変更(23、24時台)
神戸電鉄	4/29～	・行先変更 (一部区間約20～30分繰上げ)	・準急を1本、普通を2本行先変更 (23、24時台)
山陽電気鉄道	4/29～	・約10～20分繰上げ	・特急を3本行先変更 ・普通を3本減便、5本行先変更 (23、24時台)
神戸市交通局 (地下鉄)	4/29～	[西神山手線] ・約30分繰上げ [海岸線] —	[西神山手線] ・22時以降のダイヤを2割程度減便 [海岸線] —
神戸新交通	4/29～	[ポートライナー] ・約20～30分繰上げ(神戸空港発除く) [六甲ライナー] ・約20～30分繰上げ	[ポートライナー] ・5本減便(23、24時台) [六甲ライナー] ・4本減便(23、24時台)

※1 JR西日本、阪急電鉄、阪神電車、神戸電鉄は、3月のダイヤ改正で終電繰上げを実施(概ね10分～30分)

※2 神戸市営地下鉄(海岸線)は、1月のダイヤ改正で土休日の減便を実施(2割程度)

(2) バス

事業者	期間	平日最終便繰上げ	土休日の減便
神戸市交通局 (バス)	4/29～	—	・主要系統の6系統を2割程度減便 ・六甲ケーブル下・摩耶ケーブル下 への急行便を運休(平日含む)
神姫バス	5/1～	・22時30分以降の便を運休	・22時30分以降の便を運休 ・2割程度減便
山陽バス	5/1～	・垂水区内～三宮線の21時以降を減便	・垂水区内～三宮線の22時30分以降 発を減便

※ その他、施設の休業に伴う減便あり

最新情報については、各交通事業者のホームページをご確認ください

大学・専門学校等における感染防止対策強化

緊急事態宣言下において、感染者に占める若い世代の割合が高いこと等を踏まえ、県内の大学・専門学校等における感染防止対策強化を実施

1 授業形態

対面授業の実施の際には、感染防止対策の徹底を要請しているが、若い世代の感染者が急増している状況を踏まえ、さらなる感染防止の徹底を図るため、オンライン授業を積極的に活用 [4月15日要請]

2 部活動・サークル活動【今回、県内活動規制の強化】

○部活動・サークル活動は、実施しない

○ただし、下記※の大会への参加及び当該大会への参加に向けて、大学等が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む。）及び国民体育大会（その予選を含む。）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図る

3 外出・飲食【緊急事態宣言発令時に要請強化（4月23日）】

学生・教職員に対する以下の点の徹底

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・飲食店、路上や公園等での飲酒をしない
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策を徹底

4 学生への呼びかけ【緊急事態宣言発令時に要請強化（4月23日）】

教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける ⇒ 全 大学 35 校、短大 25 校、専門学校 69 校で実施済み

[4月1日要請]

【若い方・学生向け動画（4月8日～）】 4月26日改定（緊急事態宣言バージョン）

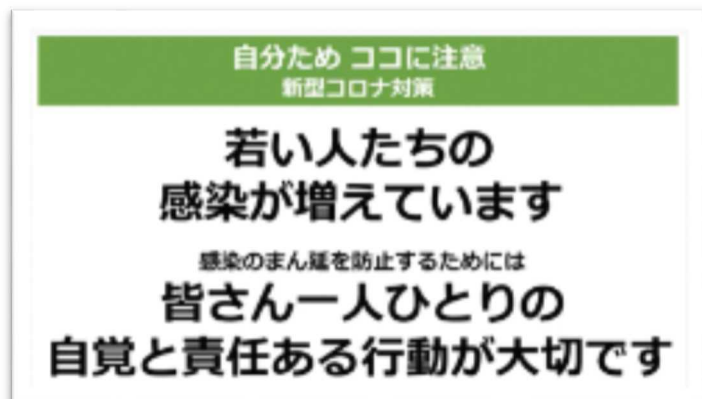
①30秒バージョン 「行動変容なんて簡単じゃない、でもね」

<https://youtu.be/cfKmrjzCxRg>



②1分バージョン 「自分のため ココに注意 新型コロナ対策」

<https://youtu.be/aEfXvchnzdE>



緊急事態措置期間における部活動の制限強化等

1 部活動【4月29日～5月11日】

○原則休止とする。

○ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

- ・活動場所は、自校及びその周辺のみとする。
ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす。
- ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

2 感染時における対応

○感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。

令和3年4月28日

兵庫県内の飲食事業者等の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本 部 長（兵庫県知事） 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 飲食店等に対する休業要請等について

兵庫県では、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り飲食店等に対し休業等を要請しています。要請内容は施設の種類等により異なりますので、施設詳細について改めて通知させていただきます。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 対象施設

種 類	施 設
飲食店等 (宅配・テイクアウトは除く)	飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店 等 ※飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー 等 ※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設を含む)	カラオケ店、カラオケボックス、カラオケ喫茶 等

- 4 要請内容 (※)特措法第45条第2項に基づく（感染対策の徹底については以下の①～⑨）
 - ・酒類又はカラオケ設備の提供の禁止
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）
 - ・感染対策の徹底

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

感染対策の徹底

- ① 従業員への検査勧奨
- ② 入場者の感染防止のための整理・誘導
- ③ 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- ④ 手指の消毒設備の設置
- ⑤ 事業を行う場所の消毒
- ⑥ 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ⑦ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ⑧ 施設の換気
- ⑨ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
- ⑩ CO2センサー等の設置
- ⑪ 業種別ガイドラインの遵守
- ⑫ 入場者による酒類の持込み禁止

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター（協力金に関すること）

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1

受付時間：平日 9時～17時（ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設）

◆県ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_taisho.html

令和3年4月28日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り施設の使用制限等を要請しています。要請内容は施設の種類等により異なりますので、施設詳細について改めて通知させていただきます。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 実施期間 令和3年4月25日(日)から令和3年5月11日(火)まで
- 2 対象地域 兵庫県全域
- 3 要請内容

(1) 休業を要請する施設

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	・床面積が1,000㎡超の施設は休止 ・1,000㎡以下の施設は入場整理の実施、酒類提供又はカラオケ設備使用の自粛、20時までの営業時間短縮の協力を依頼
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店等	
運動・遊技施設	体育館、ホウリング場等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店等	
博物館等	博物館、美術館、水族館等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営む店舗	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模によらない)

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場等	・無観客開催 (社会生活の維持に必要なものを除く)
集会・展示施設	集会場、展示場等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地等	

(3) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を要請(全ての施設)

※ 詳細については、別添資料をご確認ください。

お問い合わせ先

◆兵庫県緊急事態措置コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間: 平日 9時~17時 (ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間: 平日 9時~17時 (ただし、5/9(日)までの土・日・祝日は開設)

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

緊急事態措置実施に係る飲食店等に対する協力金

1 対象者

県からの休業又は時短営業の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

2 支給額等

項目	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金[緊急事態措置]
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)
対象区域	県内全域
対象施設	飲食店等(バー、スナック含む)、カラオケ店、結婚式場 * 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗等に限る
対象要件	① 酒類及びカラオケを提供しないこと ② 休業、又は通常、午後8時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後8時までに短縮すること
支給額	1日当たり4～20万円/店舗×休業・時短営業日数 <中小企業> 前年度又は前々年度の1日当たり売上高に応じて単価決定 { ・ 10万円以下の店舗：4万円 ・ 10～25万円の店舗：(前年度等の1日当たり売上高)×0.4の額 ・ 25万円以上の店舗：10万円 } <大企業> 1日当たり売上高の減少額×0.4(上限20万円) (中小企業もこの方式を選択可)

[参考：4月以降の時短協力金の支給地域・対象時期等]

区域	4/1～	4/5～	4/22～	4/25～5/11
神戸・阪神南地域		[まん延防止等重点措置] @4～20万円×時短営業日数		[緊急事態措置] @4～20万円 ×時短営業日数
阪神北地域・明石市	[県による時短要請] @4万円×時短営業日数			
東播磨(明石市除く)・中播磨地域			@2.5～20万円 ×時短営業日数	
北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域				

緊急事態措置実施に係る大規模施設等(飲食店等以外)に対する協力金

1 対象者

- ・ 県からの休業要請に協力いただいた集客力の高い大規模施設 (1,000 m²超)
- ・ 上記大規模施設又は無観客開催要請に協力いただいたイベント関連施設 (1,000 m²超) のテナント事業者・出店者

2 支給額等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)	
対象区域	県内全域	
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1,000 m ² 超の集客施設	左記の大規模施設又は特措法第24条第9項に基づく無観客開催要請に応じた1,000 m ² 超のイベント関連施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

※大規模施設等内の飲食店(テナント)への支給額は、売上高に応じた単価(4～20万円)設定

3 対象施設

(1) 集客施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設(飲食店除く) 博物館等 サービス業	映画館、プラネタリウム 大規模小売店等(生活必需品除く) 体育館、ボウリング場 個室ビデオ店等 博物館、美術館、動物園等 生活必需品以外の店舗	<u>当該大規模施設</u> 及び <u>テナント事業者が対象</u>

(2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、ライブハウス等 公会堂、貸会議室等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 テーマパーク、遊園地	<u>テナント事業者のみ対象</u>

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及びカラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設) ※	キャバレー	(共通内容) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 ・入場者による酒類の持込み禁止	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
場外馬(車・舟)券場 等			
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
	カラオケ喫茶 等		
結婚式場 ※	結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮 (5時～20時) ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、手指消毒設備の設置、施設の消毒、入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・CO2センサー等の設置 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内	※ホテル・旅館等での結婚式を含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 集客施設等への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業	※劇場等は「3 イベント関連施設」を参照
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	
商業施設 (生活必需物資の小売り 関係を営む店舗を除く)	卸売市場(※1)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・施設の休業 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・20時までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底	※1 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 修理等に関する部分を除く
	コンビニエンスストア(※1)		
	大規模小売店(※1)		
	百貨店(※1)		
	スーパーマーケット(※1)		
	ホームセンター(※1)		
	ショッピングセンター(地下街含む)(※1)		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋		
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		
	時計・眼鏡・光学機械小売業		
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店(※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商(質屋を除く)		
金券ショップ			
古本屋			
おもちゃ屋、鉄道模型屋			
囲碁・将棋盤店			
DVD/ビデオショップ・レンタル			
アウトドア用品、スポーツグッズ店			
ゴルフショップ			
土産物店			
アイドルグッズ専門店			
美術品販売			
携帯電話ショップ 等			

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館（*）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 *原則休業（全国大会等は無観客化） <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※野球場等は「3 イベント関連施設」を参照
	スケート場（*）		
	水泳場（*）		
	屋内テニス場（*）		
	柔剣道場（*）		
	ボウリング場（*）		
	スポーツクラブ・スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
囲碁・将棋所 等			
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレフォンクラブ等)	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外 ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	勝ち馬投票券発売所		
場外馬（車・舟）券場 等			
博物館等	博物館	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	<p>（床面積の合計が1000㎡超の施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の休業 <p>（床面積の合計が1000㎡以下の施設）</p> <p>〔法に基づかない協力依頼〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場整理 店舗での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 20時までの営業時間短縮 業種別ガイドライン遵守の徹底 	
	ペット美容室（トリミング）		
	住宅展示場		
	旅行代理店（店舗）		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
展望室 等			

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設への要請等（施設規模に関わらず要請）〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・無観客開催・運営	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	観覧場		
	演芸場		
	ライブハウス 等		
遊技施設	テーマパーク	〔法に基づかない協力依頼〕	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物)
	遊園地 等		
集会・展示施設	集会場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※社会生活の維持に必要なものは利用可 (社会生活の維持に必要な催物) ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	〔法に基づかない協力依頼〕	※観客を入れない、業務上の打合せ、練習・稽古等による利用可
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・適切な入場整理 ・酒類提供及びカラオケ設備使用の不可 ・営業時間短縮（～20時）	※無観客開催の場合は営業時間短縮は不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場		
	弓道場 等		
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない協力依頼〕 ・酒類提供の自粛	

※結婚式場は「1 飲食店等への要請等」を参照

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 休業要請等をしない施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
囲碁・将棋教室			
生け花・茶道・書道・絵画教室			
そろばん教室			
パソコン等IT関連教室			
料理教室			
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※1）	・感染防止策の徹底	※1 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※2 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※2）		
	コンビニエンスストア（※1）		
	大規模小売店（※1）		
	百貨店（※1）		
	スーパーマーケット（※1）		
	ホームセンター（※1）		
	ショッピングセンター（※1）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※1）		
	ガソリンスタンド（※1）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗等)	理髪店	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 	
	美容院		
	銭湯（公衆浴場）		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店（時計、靴、洋服、自動車（二輪自動車含む）、自転車等）		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
神社			
寺院			
教会			
医療施設 (※1)	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※1 国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る（生活必需物資） ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※2）		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	カプセルホテル		
	旅館（集会の用に供する部分を除く）		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舍		
	下宿		
交通機関等	バス	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	※ <鉄道、バス等> 「土日祝の減便」、「平日の終電時刻の繰上げ」及び「主要ターミナルにおける検温の実施」の協力依頼を実施
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等含む）		
工場等	工場	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	<ul style="list-style-type: none"> ・感染防止策の徹底 	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		

緊急事態措置等FAQ

	質問項目	回答
1. 総論		
1	緊急事態宣言とは何か。	緊急事態宣言は、新型コロナウイルス感染症により、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、全国的かつ急速なまん延によって、国民の生活、経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）第32条第1項に基づき、政府対策本部長（内閣総理大臣）が発令するものです。 今回、令和3年4月23日に4都府県（兵庫県、東京都、京都府、大阪府）に発令されました。
2	緊急事態措置を実施する期間は？	令和3年4月25日（日）（0時）から 令和3年5月11日（火）（24時）までです。 【兵庫県の過去の緊急事態措置等】 緊急事態措置 令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日 まん延防止等重点措置 令和3年4月5日～令和3年4月24日
3	緊急事態措置の対象区域は？	兵庫県全域です。
4	緊急事態措置の内容は？	1. 飲食対策の徹底 ・酒類又はカラオケ設備を提供しない（提供する場合は休業要請） ・酒類及びカラオケ設備を提供しない場合の営業時間短縮（5時～20時）の要請 等 2. 人流の抑制 ・催物・イベントについて、原則として無観客での開催を要請 ・床面積の合計が1000㎡超の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請 ・日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請 等 3. クラスタ発生が増加している感染源対策 ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進 等 4. 医療提供体制 ・コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保 等
5	措置期間終了の5月11日以降はどうなるのか？	県内の感染状況等を踏まえ、国において緊急事態宣言の解除が判断されます。 まずは、5月11日まで集中して対策を行い、感染拡大を抑えていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
2. 外出自粛について		
1	要請内容は？何に基づくものか？	以下のことを要請しています。（特措法第45条第1項に基づく要請） ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること ・時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと ・感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えること ・路上・公園等における（集団での）飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること ・特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛
2	要請に応じなかった場合、罰則はあるか？	罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、ご協力をお願いします。

3. イベントについて		
1	イベントについて、開催する基準は？ 何を要請しているのか？	社会生活の維持に必要なもの（例：資格試験、国家試験など）を除いて、開催規模や場所に関わらず、原則として無観客での開催を要請しています。 （特措法第24条第9項に基づく要請）
2	社会生活の維持に必要なもの（催物）とは？	各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会を想定しています。 社会生活の維持に必要なかどうかは各主催者でご判断ください。 なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での開催をお願いします。 〔R3.4.23 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡より〕 「社会生活の維持に必要な催物」 ・各種国家試験、資格試験 ・業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等 ・憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会
3	チケット販売済のイベントは開催してよいか？	チケットを販売済の場合も、人流を抑制するため、無観客での開催にご協力をお願いします。
4	要請によって計画していたイベントを中止・延期せざるを得なくなったが、会場のキャンセル料は返金してもらえるのか？	キャンセル料の取扱は各施設設置者の判断となりますので、直接、各施設設置者にご相談ください。
6	無観客開催の要請に応じなかった場合、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
7	イベントの休止や無観客にした場合、補償（支援）はあるのか？	イベント休止等に関する支援策については、J-LOD i v e（コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金）をご参考にしてください。
4. イベントに準じた取扱いを要請する施設		
1	使用制限のない1,000㎡以下のポーリング場で、イベント実施は可能なのか？	イベントは、開催規模や場所に関わらず、無観客開催を要請しています。 このため、1,000㎡以下のポーリング場においてイベントを開催する場合も同様に、無観客での開催をお願いします。
2	劇場や集会場、貸会議室、運動施設等は、イベント以外で使用することは可能なのか？ 例えば、部活動を規制する中で、草野球で特定多数が集まることは許容されるのか？	施設管理者に対しては、施設の休止要請を行うものではなく、イベントに関しては無観客での開催を要請しています。 このため、個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用は可能です。
3	テーマパークなどの遊技施設内で個々の遊具を稼働させず、（健康維持の運動のために）単に敷地を開放することは可能なのか？	テーマパークなどの遊技施設については、施設におけるイベントの無観客開催を要請しており、施設自体の休業要請を行っている訳ではありませんが、人流の抑制による感染拡大防止という今回の要請の趣旨を踏まえて、控えて頂きたいと考えます。
4	テーマパークでの無観客とはどういうことか？ 休止と同じでよいか？	今回の特措法上の要請は、無観客開催をお願いしており、テーマパークは、専ら行楽客がそのパーク内で遊ぶという形態であることから、事実上休止ということになると考えています。
5	集会・展示施設（展示場、文化会館、多目的ホール等）において、個人的な使用や生活の維持に必要な使用もできないのか。	集会・展示施設は、無観客での開催・運営を要請していますが、各種国家試験、資格試験や業務上必要かつオンライン化が困難な小規模な講習会といった社会生活の維持に必要な場合には、施設の使用は可能です。また、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で施設を使用することも差し支えありません。
6	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は、休業しなければならないのか？	「武術教室」「ダンス教室」「バレエ教室」「体操教室」などの運動教室は屋内運動施設として取り扱い、施設の床面積に応じ、1,000㎡超のものについては休業を要請しています。1,000㎡以下のものについては、休業要請の対象外ですが、入場整理、酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛、20時までの営業時間短縮等をお願いします。
7	貸スタジオを貸し出して、バンドやコーラスの練習を行うことは可能か？	貸スタジオ・貸会議室等は、無観客での開催・運営を要請していますが、集客行為が伴わない、業務上の打ち合せ、練習・稽古、各種準備、オンライン配信等の用途で当該施設を使用することは差し支えありません。
8	潮干狩り、キャンプ、釣り堀は休業しないといけないのか？	潮干狩り場、フィールドアスレチックなどの遊技施設を併設しているキャンプ場、釣り堀、イチゴ狩り場などは、テーマパーク、遊園地などの屋外の遊技施設と同様に無観客での開催・運営を要請していません。従って、これらの施設で利用者の集客はできません。但し、他のレジャー施設が併設されておらずキャンプのみを行うキャンプ場は無観客開催の要請対象外です。 なお、飲酒禁止の協力をお願いします。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。

5. 施設の使用制限について		
1	今回の休業要請に関する考え方は？	まん延防止等重点措置として、リスクが高いとされる飲食の場での感染を抑制する観点から飲食店に対して時短要請を行ってまいりましたが、変異株による急速な感染拡大と、感染者数の増加に伴う医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。 このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の博物館や商業施設等）に対して休止の要請をするものです。
休業要請等をしない施設		
1	大学その他の学校を休止しない理由は何か？	学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るため、大学等に対して、オンライン授業の活用や部活動の自粛の徹底を求めています。
2	感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。
3	冠婚葬祭の取り扱いはどうなるのか？ 例えば、お通夜の後の別室での「精進落とし」は？	冠婚葬祭は生活の維持に必要なサービスであり、休止の要請をしておりますが、以下の対応とともに感染防止対策の徹底をお願いします。 (披露宴) 酒類・カラオケ設備の自粛、時短（～20時）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内 (精進落とし) 酒類の提供自粛
4	自動車修理工場は休業要請の対象となるのか？	「修理等のサービス」は「生活必需サービス」にあたるため、休業要請の対象にはなりません。
5	小売り店舗内に自動車修理等を行う部分を併設している店舗は、休業しないとイケないのか？	小売店舗部分は休業要請の対象ですが、修理等に関する部分は休業要請の対象外となります。
6	宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは問題ないか。 宿泊客しか利用しないレストランはどうか。	・宿泊客にルームサービスとして酒類を提供することは差し支えありません。 ・宿泊客しか利用しないレストランについても、酒類の提供及びカラオケ使用の自粛をお願いします。（法に基づかない協力依頼）
7	ホテル・旅館等の日帰り利用客が客室での食事の際に、酒類を提供することは、飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当するのか。	飲食店等に要請している「酒類の提供」に該当しません。 但し、宴会場や広間など集会の用に供するところで、日帰り客に対して、食事の際に酒類を提供する場合は、この限りではありません。
休業を要請する施設		
1	百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、生活必需物資(*)を販売する売り場（販売店舗）を除き、休業要請をしています。 (*)生活必需物資 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等
2	地下街の取り扱いはどうするのか？	地下街の全体あるいは一部を商業施設として一体的に管理・運営している場合で、その床面積が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休業要請をしています。
3	大規模集客施設の「1,000㎡超」の取扱いが不明確でわかりにくい。 ・売場のほか管理部門や駐車場も床面積に含まれるのか。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々のカウントになるのか。 ・施設の一部を閉鎖することで1,000㎡以下にする対応は許容されるのか。	・管理部門は売場面積に含まれます。 駐車場は床面積に含まれません。 ・建物が公道等で分断されている場合は、別々にカウントします。 ・施設の一部を閉鎖して1,000㎡以下とすることはできません。
4	百貨店等1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物品の取扱いは？	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休業を要請しておりません。
5	「生活必需物資」の範囲が不明確でわかりにくい。	生活必需物資とは食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品または燃料等を指します。 具体的な店舗には、食料品店、薬局、ガソリンスタンド、ベビー用品店等が該当します。

6	化粧品は「生活必需物資」に該当するのか。	化粧品は生活必需物資に該当しません。
7	1,000㎡超の商業施設は休業とのことだが、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は休業する必要があるのか？	生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の床面積が1,000㎡を超える場合は休業要請の対象となります。
8	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「飲食店等（飲食店、料理店、喫茶店、居酒屋等）」は、百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業しなければいけないのか、時短営業できるのか？	飲食店等に対しては、酒類及びカラオケ設備を提供しないこと、営業時間を5時から20時までとすることを要請しています。一方、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）に対しては、休業を要請しており、そこにはテナントである飲食店等も含まれます。従って、百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の飲食店等については、その百貨店等の方針や施設の構造等の実情に即して、要請に応じた対応（休業あるいは時短営業）をしていただく必要があります。なお、営業にあたっては、入場者の整理、マスク着用、飛沫を遮るパーティションの設置又は適切な距離の確保を要請します。
9	百貨店・ショッピングセンター（床面積1,000㎡超）内の「化粧品店」は百貨店・ショッピングセンターが休業となった場合、休業する必要があるのか？	「化粧品」は生活必需物資にあたらないため、百貨店・ショッピングセンター（1,000㎡超）の休業に伴い、休業となります。
10	商業施設内の要請対象のテナント飲食店（酒類の提供もしくはカラオケ設備の提供又は通常20時より遅くまで営業をしている）が商業施設の閉鎖に伴い、休業した場合の協力金はどうか。	商業施設の閉鎖に伴い休業する商業施設内のテナント飲食店については、協力金一日当たり4～20万円／店舗の支給対象となります。
11	商業施設内の飲食店で、もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店が商業施設の閉鎖に伴い休業した場合、協力金はどうか。	もともと酒類を提供せず、20時以前に営業を終了していた飲食店についても、商業施設の閉鎖に伴い休業した場合は、協力金一日当たり2万円／店舗の支給対象となります。
12	商業施設内の生活必需物資を販売するテナント店が、商業施設の閉鎖により休業する場合の協力金の取扱いはどうか。	協力金2万円支給の対象となります。
13	商業施設が休業しない場合に施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合の協力金の取扱いはどうか。	商業施設が休業せず、施設内の一部のテナント店が自主的に休業した場合は、協力金支給の対象ではありません。
14	商業施設のテナント等への協力金2万円／日は物産展の出店者等も対象になるのか？	テナント等には、物産展の出店者のほか消化仕入（委託販売の一種）、施設の駐車場でのキッチンカー等も該当します。
施設別の取扱い		
1	運動施設について、屋外と屋内で要請の内容が異なるのはなぜか。	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。このため、屋内の施設については、規模を踏まえて休止要請を行うとともに、屋外施設に関しては、イベントに準じた取り扱いとしています。
2	「衣料品店」「家電量販店」等は、「生活必需物資販売施設」に当たるか？	「衣料品店」「家電量販店」等は、生活必需物資販売施設に該当しません。
3	「ゴルフ練習場」等は、「屋内」の場合は面積別で休止・実施とされるが、「屋外」だと集客イベントに当たらない限り個人の練習等が許容されるのは、どのような趣旨か？	感染予防対策の一つである「三（つの）密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。
4	結婚式場は、酒類の提供・カラオケ設備の使用をしない場合、営業時間を短縮して1.5時間以内の開催、参加人数50人以下又は収容率50%以内で営業することができるが、「ホテル（集会の用に供する部分に限る）」は、無観客開催となっている。ホテルの結婚式はどちらに該当するのか？	ホテルで行われる結婚式については、結婚式場と同様の取扱いとなります。
罰則等		
1	要請を守らなければ、罰則はあるのか？	（飲食店を除く）施設の休止は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
2	協力金の支給額は調整中とのことだが、いくらもらえるのか。	国の指針に沿って、飲食店では一日当たり4～20万円／店舗を、大規模施設では一日当たり20万円／店舗を、大規模施設の入居者に対しては一日当たり2万円／店舗を支給する予定です。詳細は、県のホームページ等で公表します。

6. 飲食店への要請について		
1	飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備の提供は、禁止をお願いしています。
2	「バー」「キャバレー」等は、面積別の規制の対象外とされた理由は？	バー、キャバレー等では、飲食店と同様に酒類や料理の提供を通じた感染リスクが高いと考えられ、そうしたリスクを避ける必要があります。このため、酒類提供又はカラオケ設備提供を禁止し、それ以外の場合は、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
3	居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。その場合であっても、営業時間短縮（～20時）をお願いします。
4	酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	正当な理由がないのに要請に応じていただけない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料に処せられることがあります。
5	飲食店に利用者が酒類を持ち込んで飲酒することは許容されるのか。	政府分科会の提言では、飲酒の影響で大きな声になりやすいとされています。コロナウイルスは飛沫により感染拡大することから飲食店での感染リスクを減らすため、特措法第24条第9項により、飲食店への酒類の持ち込みを自粛していただくよう協力を要請しています。
7. その他		
1	広範囲に休止等を要請するなら、関連事業者（物品の納入業者）への支援も必要ではないか	前回の緊急事態措置では、売上が減少した事業者の方へは、国の持続化給付金などの助成もありました。今回についても、国において、飲食店との直接・間接の取引、外出自粛の直接的な影響があった中小企業等への支援策を検討していると聞いています。
2	路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	特措法第24条第9項に基づく協力要請であり、施設の使用制限等と異なり法令に基づく命令・罰則の規定はありません。ただし、感染リスクが高い行動とされる路上・公園等での飲酒を自粛するよう呼びかけておりますので、ご協力をお願いします。

休業要請・時短営業協力金のQ & A（緊急事態宣言関係）

1. 飲食店等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、一日当たり4～20万円/店舗を支給します。
2	休業と時短営業の場合は協力金の金額に違いがあるのか。	違いはありません。
3	もともとの閉店時間が20時より遅い居酒屋だが、休業しなければ、協力金は支給されないのか。	もともとの閉店時間が20時より遅い飲食店であれば、20時までに時間短縮し、かつ酒類及びカラオケの提供を止めれば支給されます。
4	もともとの閉店時間が18時の喫茶店（酒類の提供あり）であるが、酒類の提供をやめたら、協力金をもらえるか。	もともとの閉店時間が18時なので、協力金の対象となるのは、休業した場合のみです。酒類の提供を止めるだけでは、協力金の対象外となります。
5	酒類を提供する飲食店（通常は22時閉店）だが、平日は時短営業、土日祝は休業というように、対応を切り替えることを考えている。それでも協力金の対象となるか。	日によって休業と条件を満たす時短営業を切り替えて実施しても、休業要請等の最終日まで継続して休業または酒類及びカラオケの提供を止めて時短営業をしていれば協力金の対象となります。

2. 大規模施設等に対する休業要請協力金

	質問内容	回答
1	協力金はいくら支給されるのか。	国の指針に沿って、大規模施設等に対しては一日当たり20万円/店舗を、大規模施設等のテナント事業者等に対しては一日当たり2万円/店舗を支給します。
2	食料品の小売テナントであるが、入居するショッピングモールが全館休業し、自店も閉めざる得ない場合、協力金をもらえるのか。	大規模施設等の休業要請に伴い、食料品など生活必需物資の小売テナントも閉めざるを得ない場合、テナント事業者等協力金は支給されます。
3	昨年の緊急事態宣言の時は、生活必需品を扱う店舗は協力金の対象外だったが、今回もそうなるのか。	休業を要請していないため、協力金の対象外です。
4	床面積1,000㎡以下の施設であるが、協力金の対象になるのか。（飲食以外の業種）	休業要請をしていないため、協力金の対象外です。
5	大規模施設のテナントとして営業している店舗だが、施設管理者が県の休業要請に応じなかったが、私は休業した。テナント協力金の対象か。	大規模施設等が休業要請に応じることが、テナント事業者等協力金の支給条件であり、自主的に休業されても、協力金の対象とはなりません。
6	百貨店に出店しているが、定期借地契約ではなく、消化仕入れ契約（百貨店等で行われている委託販売の一種）である。1日2万円の協力金の支給対象となるか。	協力金の対象となります。
7	酒類を提供していない、もともとの閉店時間が20時以前の大規模施設内の飲食店が、大規模施設の休業に伴い休業した場合、協力金は支給されるのか。	大規模施設等のテナント事業者等協力金の対象となります。（休業要請等の対象ではないため、飲食店等に対する協力金は対象外）
8	野球場（床面積1,000㎡以上）内でテナントとして店を営んでいる。野球場が無観客開催となったが、協力金は支給されるか。	無観客開催要請に応じた大規模施設等に入居するテナントには、テナント事業者等協力金が支給されます。（大規模施設等自体は協力金の対象外）

3. 共通

	質問内容	回答
1	準備の関係で、4月25日から休業（時短営業）できなかった。4月26日以降から休業等を始めても、協力金をもらえるか。	休業等の開始日から、休業要請等の最終日まで継続して休業等した場合に、休業した日数（定休日等の店休日を除く）に応じて協力金が支給されます。

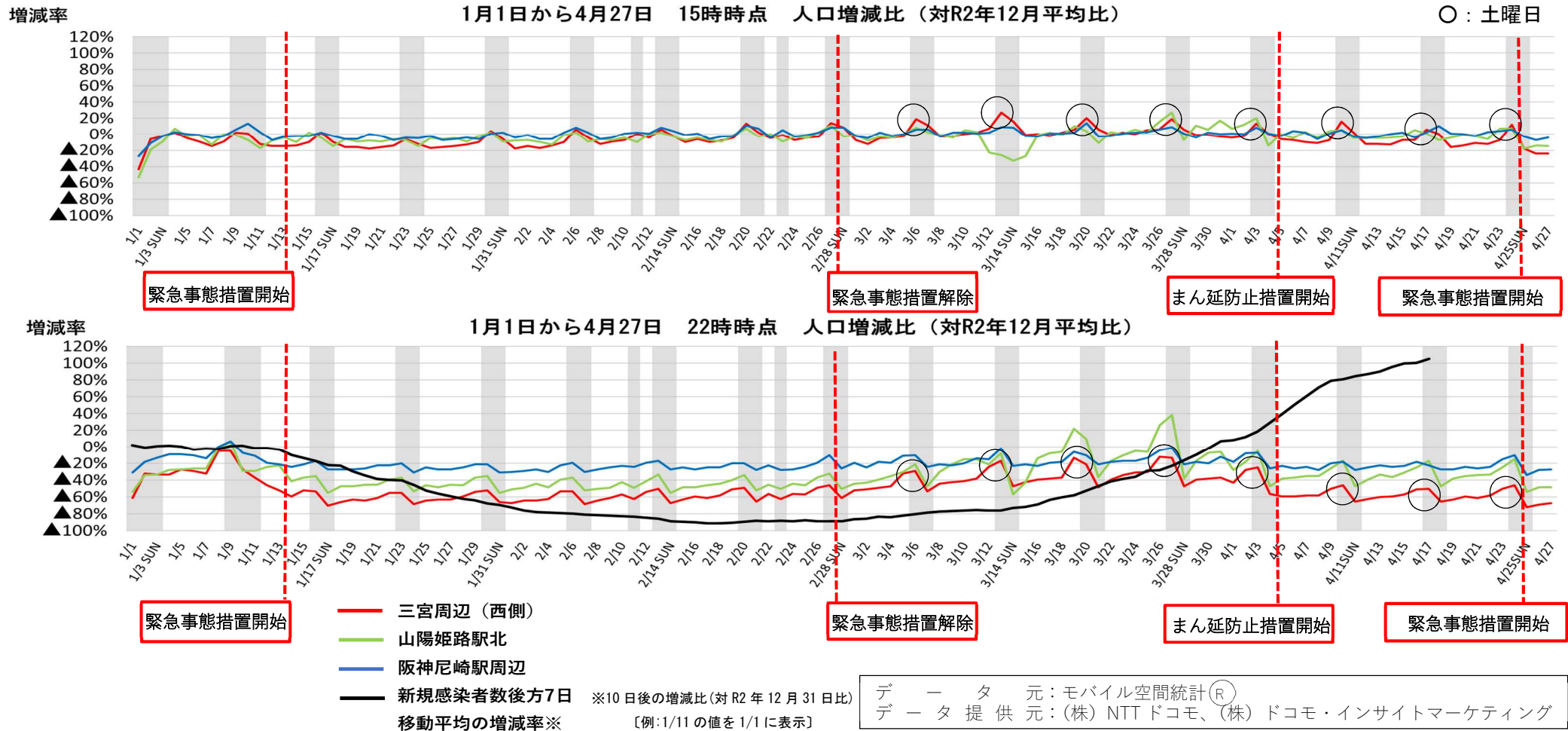
県内主要駅における人出の動向

- ・22時時点では4月4日（日）以降、三宮周辺の人出は、昨年12月平均比で50～60%減など大幅に減少しており、夜の人出については休業・時短要請の効果が見られる。
- ・15時時点では、4月25日（日）の緊急事態措置以降、三宮周辺の人出は、前週と比較し約14%減少している。

直近1週間（累計）の増加率
（対R2年12月1週間（累計）比）

	15時時点	22時時点
三宮周辺（西側）	▲12%	▲60%
山陽姫路駅北	▲6%	▲37%
阪神尼崎駅周辺	▲0%	▲23%

【県内3地点（三宮駅、阪神尼崎駅、山陽姫路駅）における人出の動向】



新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月5日からまん延防止等重点措置を実施している。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、令和3年4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされたことから、以下の緊急事態措置を実施する。

I 区 域

兵庫県全域

II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年5月11日

III 措 置

1 医療体制

(1) 入院体制

① 病床の確保

- 重症対応118床、中等症630床、軽症187床の計935床を確保している。運用病床についても順次拡大していく。5月中には1,000床程度の確保及び1,200床程度の体制構築を目指す。
- 空床補償経費について独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
- 人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

② 重症者への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。

- 県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。
- 中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。

③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：193病院）。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1名受入あたり10万円）を実施する。

④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

- 無症状者や軽症者については、当面の間、宿泊療養及び自宅療養を基本に対応する。なお、療養場所については、概ね下表の区分を目安とするが、具体の対応については、例えば、基礎疾患がある者、妊婦、食事制限が必要な者等個別の状況に応じて判断。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO2≦93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿泊療養	無症状または軽症者
医療強化型	65歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは65歳以上の軽症者
自宅療養	65歳未満の無症状または軽症者等で自宅において感染対策が行える者

②宿泊療養施設の確保

- 現在1,165室の運用を行っている。神戸市内に新たに確保した1施設（160室程度）について、5月上旬の運用に向けて準備を進める。さらに1,500室程度の確保に向け、交渉を進める。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、宿泊療養施設のうち2施設（西宮・姫路）に加え、5月1日から1施設（神戸）に医師を派遣する。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

○医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方には、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 保健所等が指示した往診を実施した医療機関へ支援（1日当たり50,000円）を行うとともに、必要に応じて食料品・衛生資材等の配布やパルスオキシメーターの貸出を行う。

(5) 自宅療養の実施

○医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を75機関設置している。発熱等診療・検査医療機関1,181ヶ所を指定している。
- ゴールデンウィークに外来診療等を行う発熱等診療・検査機関及び薬局に対して運営に要する経費（4/29～5/5の間：15,000円/日）を支援する。
- かかりつけ医など地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医などがいない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や、「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来へのPCR検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、7,080件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体のCt値30以下の検体について変異株PCR検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を8ヶ所開設している。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR検査体制】

区 分		現状（件）	従前（件）
衛生研究所等	兵庫県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		2,440	2,440
医療機関		3,255	2,375
合 計		7,080	6,200

(8) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がり疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。
- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対してPCR検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象とする集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

(9) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整を行う。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(10) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時においては国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっており、状況に応じて県からも提供する。

(11) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。
- 新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日〔4/29～5/5の間：24,000円/日〕）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 県・関係機関等や県民局（センター）からの応援体制を構築するとともに、民間派遣を活用した応援チームによる支援を行う。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

【県立学校】

①教育活動【4月26日～5月11日】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、行う。
- 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、令和2年度から延期している修学旅行及び既に実施中の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- 連休明け（5/6以降）の感染状況によっては、部活動を含め、活動場所を制限することを検討する。
- 感染防止対策

〔登校・出勤時〕

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）

〔教育活動時〕

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底
- ・各教室での可能な限りの間隔の確保
- ・マスクの着用の徹底。必要に応じてフェイスシールドを着用
- ・毎日の検温、手洗いの徹底
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒の実施
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションの設置。食事中はマスクをはずしての会話は行わないこと
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛の呼びかけ 等

②部活動【4月29日～5月11日】

○原則休止とする。

○ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

・活動場所は、自校及びその周辺のみの活動とする。

ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす。

・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）。

・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。

・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

③心のケア

○きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
- ・児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討
- ・SNS 悩み相談の拡充 (17:00～21:00 → 16:00～22:00)
- ・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

【市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）】

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

○感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。
なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。

○広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

【感染防止対策強化の要請】

①授業形態

- 対面授業を実施する際の感染防止対策を徹底する。
- オンライン授業を積極的に活用する。

②部活動・サークル活動

○部活動・サークル活動は、実施しない

○ただし、下記※の大会への参加及び当該大会への参加に向けて、大学等が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
- ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
- ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける

※中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）（参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること）

③外出・飲食

○学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
- ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
- ・飲食店、路上や公園等での飲酒はしない
- ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
- ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
- ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

○教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

【学生への支援】

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。
 - ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
 - ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
 - ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

(1) 基本的な方針【4月25日～5月11日】

○県立施設については、

①社会教育施設は、原則臨時休業とする。ただし、劇場等は感染防止対策を徹底した上で、無観客の利用は可とする。

また、図書館は入場整理の上、開館する（開館時間は最長20時まで）。

②体育施設

（屋内施設）

・屋内施設（1,000㎡超）は、原則臨時休業とする。

ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）は、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）は、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。

・屋内施設（1,000㎡以下）は、入場整理のうえ、開館する（営業時間は20時まで）。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

（屋外施設）

・屋外施設は、感染防止対策を徹底し、入場整理のうえ、無観客での利用とする（営業時間は20時まで）。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。

○市町立施設に対しては、県立施設と同様の取組みを要請するとともに、民間施設については、協力要請を行う。開館する場合は、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を改めて働きかける。

(2) 感染防止対策

○催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を徹底する。

○来館者多数の場合の入場制限を行う。

○発熱・咳などの症状のある者の入場を禁止する。

○発熱チェックを行う。マスク装着の徹底、消毒液の設置を行う。

○演者と観客との一定の距離を確保する（最低2m）。

○密閉・密集・密接状態を回避する（休憩時間・回数増、換気など）。

○入館者の氏名・連絡先等を把握する。

○「県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録を呼びかける。 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。

○各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。

○感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。

○職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

○面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。

○原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

○退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。

○入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。

・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者1人あたり25万円

○訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。

・1日あたり協力金 訪問看護52,000円 訪問介護38,000円 等

○概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。

○感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

○感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修実施など支援を行う。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

○感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。

○団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。

○職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

○保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園等は、感染防止対策を施した上で、閉鎖しない。
 - ・公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。
 - ・公園全体で人を分散させるため、電車バスでも一定の利用が見込まれる公園（明石公園、甲山森林公園、西猪名公園及び舞子公園）については、駐車場を閉鎖し、車での来場者を抑制
 - ・公園内の野球場や、屋外テニスコート、記念館、レストランなど各施設は、施設毎の使用制限に従う
- 公園あわじ花さじき、フラワーセンター、楽農生活センター、六甲山ビジターセンターは休業する。
- 但馬牧場公園、三木山森林公園、各ふるさとの森公園は開園する（屋内施設は閉鎖）。
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、4/25 から 5/11 まで駐車場を閉鎖するとともに、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動の自粛を要請する。

6 公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

- 交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における平日の終電の繰上げ、週末休日の減便等の協力を依頼する。
- 播但連絡道路について、GW 期間中（4/29～5/9）の土日祝の休日割引は適用せず、基本料金を徴収する。

7 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

(1) 不要不急の外出自粛等（法第 45 条第 1 項）

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請する（特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛）。
- 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと（飲食店等への見回り等を実施）、感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 大人数や長時間におよぶ会食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等により家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加の自粛、歓送迎会や自宅等での大人数・長時間の飲食の自粛を要請する。

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
 - (a) 飲酒を伴う懇親会等
 - (b) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - (c) マスクなしでの会話
 - (d) 狭い空間での共同生活
 - (e) 休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等
 - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。
- こまめな換気や適度な保湿を行う。

(3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

(4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

8 イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）【令和3年4月25日～令和3年5月11日】

- 催物・イベントは、原則、無観客開催を要請する（社会生活の維持に必要なものを除く）。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録とQRコードの掲示を要請し、参加者等には「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

9 施設の使用制限等【令和3年4月25日～令和3年5月11日】

- 県全域への業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する（法第24条第9項）。
- 飲食店等への休業要請・時短要請を行う（法第45条第2項に基づく）。
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店を含む）への休業要請
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短要請（5時～20時）

〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス、結婚式場等）（※）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗

※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼

〈区域〉 全県

〈協力金支給額〉 1日当たり 4～20 万円/店舗×休業・時短営業日数

中小企業 前年度又は前々年度の 1日当たり売上高に応じて単価決定

10 万円以下の店舗：4 万円

10～25 万円の店舗：(前年度等の 1日当たり売上高)×0.4 の額

25 万円以上の店舗：10 万円

大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限 20 万円)

*中小企業もこの方式を選択可

※財源：国 80%、県 20%

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

(法第 45 条第 2 項)

- ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・施設の消毒
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

(法第 24 条第 9 項)

- ・CO₂センサー等の設置
- ・酒類の持込み禁止

○多数利用集客施設への休業要請等を行う (特措法施行令第 11 条施設)。

- ・休業を要請する施設

種類	施設例	要請内容
映画館等	映画館、プラネタリウム	✓ 床面積が 1,000 m ² 超の施設は 休止 ✓ 1,000 m ² 以下の施設は入場整 理の実施、酒類提供又はカラオ ケ設備使用の自粛、20 時までの 営業時間短縮を働きかけ
商業施設 (生活必需物資売場除く)	大規模小売店 等	
運動・遊技施設	体育館、ボウリング場 等	
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等	
博物館等	博物館、美術館 等	
サービス業	生活必需サービス以外のサービスを営 む店舗	

- ・イベントに準じた取扱いを要請する施設

種類	施設例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場 等	✓ 無観客開催 社会生活の維持に必要なも のを除く
集会・展示施設	集会場、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館の集会の用に供する部分	
運動施設(屋外施設等)	野球場、ゴルフ場 等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地	

- ・協力金支給額 (財源:国 80%、県 20%)

区分	集客施設 (1,000 m ² 超)	イベント関連施設 (1,000 m ² 超)
支給対象	当該大規模施設及びテナント事業者	テナント事業者のみ
支給金額	大規模施設：20 万円/日・施設 テナント等：2 万円/日・施設	2 万円/日・施設

10 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進
 - ※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
 - ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

11 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

① 中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・ 融資目標額 8 千億円
- ・ 6 つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応 資金(無利子・無保証料) (R2. 5. 1～R3. 5. 31)	6, 000 万円	当初 3 年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2. 6. 22～ 3, 000 万円→4, 000 万円 R3. 1. 25～ 4, 000 万円→6, 000 万円
家賃等つなぎ融資枠	法 人：600 万円 個人事業主：300 万円	
新型コロナウイルス感染症 保証料応援資金 (R2. 6. 22～R3. 5. 31)	5, 000 万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料 0. 8%を県が全額補助、利率 0. 7%
経営活性化資金 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	5, 000 万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8, 000 万円	既往債務の返済負担を軽減、利率 0. 7%
危機対応貸付 (R2. 3. 16～R3. 6. 30)	2 億 8, 000 万円	危機関連保証を活用、利率 0. 7%
新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～当面の間実施)	2 億 8, 000 万円	セーフティネット保証を活用、利率 0. 7%

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・ 信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・ セーフティネット保証 5 号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・ 金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

② 事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により
売上が 50%以上減少した事業者

金額：法人 60 万円、個人事業主 30 万円（上限）

イ キャンセル料への支援

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止した
にもかかわらず発生した費用

金額：2500 万円（上限）、補助率 10/10

ウ 雇用調整助成金の活用

- ・ 特例措置を 4 月末まで延長
 - a) 助成率引上：大企業 1/2→2/3、中小 2/3→4/5（解雇等を行っていない場合は大企業 3/4、中小 10/10）
※まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等に対しては、大企業の助成率を最大 10/10 まで引き上げ
 - b) 助成上限額引上：一人あたり 8, 330 円/日→15, 000 円/日
 - c) 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象

- ・以下の企業は6月末まで現行特例措置を延長
 - a) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等
 - b) 特に業況が悪い事業主（売上が30%以上減少）
 ※上記 a)、b) 以外の企業は、5～6月は特例を段階的に縮減
 （助成上限額 15,000 円/日→13,500 円/日、中小助成率上限 10/10→9/10）
- ・兵庫労働局助成金デスクによる相談

エ 産業雇用安定助成金の活用

- 在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成
- a) 助成率:大企業 3/4、中小 9/10
 - b) 助成上限額：12,000 円/日（出向元・出向先の計）

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%(月額上限33万円)を休業実績に応じて支給
- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

カ 小学校休業等対応助成金

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：15,000 円/日（上限）

キ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業：5～10万円/1店舗（定額）、13,500件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模15億円：県2/3、市町1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築
産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分	拡充前 (～R2. 6. 17)	拡充後 (R2. 6. 18～)	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4軽減・5年間 (拠点地区1/3軽減・5年間) 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 (拠点地区1/2軽減・5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用 : 30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 60万円/人 新規非正規雇用 : 30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用 : 45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用 : 90万円/人 新規非正規雇用 : 同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200人）

イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護やIT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800人（実施規模：219コース4,150人））

(2) 観光振興

○令和2年6月19日～Welcome to Hyogo キャンペーンを展開し、旅行市場の回復段階に応じた需要を喚起する。

- ・“ひょうごのお得旅” キャンペーン

区分	事業内容
スキー場周辺地域での宿泊割引支援 (12月～4月)	2千円/泊
県内温泉地での宿泊に対しおみやげ購入券配布 (第1弾7～9月、第2弾10月～4月)	2千円/宿泊1万円以上 1千円/宿泊5千円～1万円

※4月25日以降の新規予約分について、適用を停止

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツアーリズムバス	1台あたり宿泊3万円 日帰り1.5万円

※4月25日以降の新規予約分について、5月11日まで停止

(3) Go To トラベルキャンペーン

○全国において、事業の適用を一時停止する。

(4) Go To Eat キャンペーン

○プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。

○令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける（有効期限 3/31→6/30 に延長）。

(5) Go To 商店街事業

○全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

(6) 生活基盤の確保

①生活福祉資金特例貸付の拡充

○特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

②住居確保給付金の支給

○休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

③ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給

○長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

④高等職業訓練促進給付金の支給

○ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑤ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

○ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) 税制上の特例措置等

○県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予

○県民税の寄附金税額控除の特例（行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用）

○住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の1年延長）

○自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和3年末まで）

○耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）

○自動車税種別割の障害者減免（新規分）申請期限の延長（令和3年6月30日まで）

○法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進

○自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) 農林水産事業者への支援

①資金繰り支援

- 美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初3年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

②事業継続支援

- 山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③需要喚起・販売促進

- 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米100%を原料にした日本酒2,500円の購入毎に、直売所で使える500円の金券を配布）

12 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則7割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策を行う。
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・サテライトオフィスの活用 ・テレビ会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者7割削減を要請する。

(2) 予算の早期実施

- 国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和3年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和2年7月1日付）。
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和3年1月25日付）

(4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
 - ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>

(5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
- コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月13日改定)	(令和2年 4月17日改定)	(令和2年 4月24日改定)
(令和2年 4月28日改定)	(令和2年 5月 4日改定)	(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月21日改定)	(令和2年 5月26日改定)	(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)	(令和2年 7月17日改定)	(令和2年 7月23日改定)
(令和2年 7月29日改定)	(令和2年 8月 1日改定)	(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)	(令和2年10月14日改定)	(令和2年11月 5日改定)
(令和2年11月11日改定)	(令和2年11月18日改定)	(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)	(令和2年12月24日改定)	(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月12日改定)	(令和3年 1月22日改定)	(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月22日改定)	(令和3年 3月 4日改定)	(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)	(令和3年 4月 2日改定)	(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月15日改定)	(令和3年 4月21日改定)	<u>(令和3年 4月23日改定)</u>

ゴールデンウィーク外出自粛！ 感染拡大阻止へ責任ある行動を！ ～ 医療崩壊～

緊急事態宣言が発令され、正念場となるゴールデンウィークを迎えます。
感染者数の増加は止まらず、入院できない患者が1,500人を超え、救急搬送にも支障が生じ、医師や看護師の懸命な努力が続くなど、医療体制は危機的な状況にあります。

これ以上の感染拡大を何としても阻止しなければなりません。

県民の皆様には、緊急事態宣言下であることを今一度、一人一人しっかり自覚していただき、責任ある行動をとってください。

1. 外出の自粛

- 生活維持に必要な場合を除き、みだりに外出せず自宅で過ごしてください。
- 大阪、東京など県境を越えた感染拡大地域や近接県等との往来・帰省を自粛してください。
- 酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等や、時短要請時間外に営業している飲食店等には、絶対に出入りしないでください。飲食店等への酒類の持ち込みも絶対に止めてください。
- 催物やイベントへの参加を自粛してください。

2. 若い方々のリスクの高い行動の自粛

- 会食などリスクの高い場面を避けてください。
- 路上や公園等での飲酒などの危険な行動は絶対にやめてください。
- 部活動やサークル活動などの際には、マスクの着用・手指消毒など感染対策を徹底してください。
- 家庭において、「ウイルスを家庭に持ち込まない」「ウイルスを家庭内に広げない」「ウイルスを家庭外に広げない」行動をしてください。

3. 出勤の抑制

- 「出勤者の7割削減」を目指し、休暇の取得の促進、テレワークの推進などをお願いします。

令和3年4月28日

兵庫県知事

井戸敏三